

社会福祉法人運営の手引

平成 2 2 年 1 1 月

函 館 市

目 次

はじめにー社会福祉法人制度の概要	1
1 社会福祉法人とは	1
2 函館市内の社会福祉法人数	1
第1章 社会福祉法人の運営と管理	2
第1節 事業	2
1 社会福祉事業	2
(1) 第一種社会福祉事業	2
(2) 第二種社会福祉事業	3
(3) 社会福祉法の適用除外	4
2 福祉サービスの提供体制	4
3 公益事業および収益状況	4
(1) 公益事業	5
(2) 収益事業	6
(3) 収益事業収益の充当先	6
第2節 設立	7
1 定款の作成	7
2 定款の記載事項	7
(1) 必要的記載事項	8
(2) 任意的記載事項	8
3 登記	8
第3節 資産	10
1 概説	10
(1) 基本財産	10
(2) 運用財産	11
(3) 公益事業用財産および収益事業用財産	11
2 社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産	11
3 社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産	13
4 資産の管理	13
(1) 基本財産	13
(2) 運用財産, 公益事業用財産, 収益事業用財産	13
5 残余財産の帰属	14
第4節 機関	14
1 理事	14
(1) 定数	14

(2) 選 任	1 4
(3) 任 期	1 6
(4) 親族等の人数の制限	1 6
(5) 欠格事項	1 7
(6) 欠員補充	1 7
(7) 理事の権限	1 7
(8) 解 任	1 8
2 理事会	1 8
(1) 理事会の成立	1 9
(2) 理事会の議決	1 9
(3) 議事録	2 0
3 監 事	2 0
(1) 定 数	2 0
(2) 選 任	2 0
(3) 職 務	2 1
4 評議員会	2 1
(1) 組 織	2 2
(2) 評議員の委嘱	2 2
(3) 評議員の任期	2 2
(4) 評議員会の権限	2 2
(5) 評議員会の成立	2 2
(6) 評議員会の議決	2 3
(7) 議事録	2 3
第5節 情報の公開と苦情の解決	2 3
1 財務諸表等の開示	2 3
2 サービス情報の提供	2 4
3 苦情の解決	2 4
第6節 社会福祉法人に対する監督	2 4
1 所轄庁	2 4
2 一般的監督	2 5
3 助成に伴う監督	2 6
4 事業に伴う監督	2 7
第2章 各種申請等の事務手続	2 8
第1節 設立認可申請	2 8
1 概 説	2 8
2 設立等に関する事務手続	2 8
(1) 施設を経営する場合	2 8

(2) 施設経営を行わない場合	29
3 設立認可申請に必要な書類	29
4 設立認可後の事務手続	32
(1) 法人の設立登記	32
(2) 役員および評議員の選任	32
(3) 財産移転報告書	32
(4) 定款変更届の提出	32
(5) 不動産使用証明願の提出	32
第2節 役員等就任報告および財産移転報告	33
1 役員等就任報告	33
(1) 概説	33
(2) 報告に必要な書類	33
2 財産移転報告	34
(1) 概説	34
(2) 報告に必要な書類	34
第3節 定款変更認可申請	35
1 概説	35
2 申請の手続	35
(1) 提出書類	35
(2) 提出部数	35
第4節 定款変更届	38
1 概説	38
2 届出に必要な書類	38
(1) 提出書類	38
(2) 提出部数	38
第5節 基本財産処分承認申請	41
1 概説	41
2 承認を受けるべき事項	41
3 申請に必要な書類	41
(1) 提出書類	41
(2) 提出部数	41
4 処分後の手続	42
第6節 基本財産担保提供承認申請	42
1 概説	42
2 担保提供が認められる範囲	43
3 申請に必要な書類	43
(1) 提出書類	43
(2) 提出部数	44

第7節	理事長変更届	4 6
1	概説	4 6
2	届出に必要な書類	4 6
(1)	提出書類	4 6
(2)	提出部数	4 6
第8節	不動産使用証明願	4 7
1	概説	4 7
2	証明を受けるために必要な書類	4 8
(1)	提出書類	4 8
(2)	提出部数	4 8
3	証明を受けた後の手続	4 8
第3章	社会福祉法人の解散と合併	4 9
第1節	概説	4 9
第2節	解散	4 9
1	解散の事由	4 9
2	解散の手続	5 0
(1)	解散の認可または認定	5 0
(2)	解散の認可または認定の申請手続	5 0
(3)	届出すべき場合	5 0
(4)	解散の登記	5 0
第3節	清算	5 1
第4節	合併	5 1
1	合併の手続	5 1
(1)	提出書類	5 1
(2)	提出部数	5 2
2	合併の時期	5 2
3	合併の効果	5 2
<資 料>		
・	社会福祉法人の設立および運営に関する法令, 通知集	5 4
	定款準則	6 7
	社会福祉法人定款例	7 9
・	函館市社会福祉法施行細則の別記様式(社会福祉法人認可申請等関係部分)	8 0
	(平成17年函館市規則第73号)	
・	社会福祉法人の設立および運営に関する要綱	9 0
	(平成17年10月1日施行)	
・	個人情報保護規程	1 2 1

・ プライバシー・ポリシー	1 2 6
・ 社会福祉法	1 2 7

はじめに－社会福祉法人制度の概要

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条の定めるところにより設立された法人です。

ここで言う社会福祉事業とは、法第2条により規定されている第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業であり、広い意味で社会福祉を目的とする事業と言われているものであっても、これらの事業以外は含まれません。したがって、法第2条に定める事業を本来の目的としなければ、社会福祉法人としては認められません。

社会福祉法人制度は、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために、一般社団法人または一般財団法人とは異なった組織の特別法人を創設しようとするものであり、社会福祉法人以外のものは、その名称に「社会福祉法人」またはこれに紛らわしい文字を用いてはならないと規定され、名称の保護が図られています。（法第23条および第13条）

また、社会福祉法人が事業を行うに当たっての「経営の原則」が定められており、社会福祉法人は、社会福祉事業の主な担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。（法第24条）

2 函館市内の社会福祉法人数

法人数	函館市所管	32
	北海道所管	4
	計	36

注 平成22年10月1日現在

第1章 社会福祉法人の運営と管理

第1節 事業

社会福祉法人は、法第2条に定める社会福祉事業のほか、法第26条により公益事業または収益事業を行うことができます。

なお、社会福祉法人が行う事業については、特段の定めのあるものを除き、定款において規定しなければなりません。

1 社会福祉事業

社会福祉事業の範囲は法第2条に列挙され、また、利用者に対する影響の度合いから、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。

(1) 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業は、主に利用者が入所することにより生活の大部分をその中で営む施設を経営する事業をいいます。

したがって、第一種社会福祉事業は、個人の人権に影響するところが大きく、弊害を伴うおそれがあることから、原則として国、地方公共団体および社会福祉法人に限り経営できることとされ、経営主体に制限が設けられています。(法第60条、第61条、第62条および第67条)

(参考) 法第2条

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 三の二 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 四 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
- 五 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- 六 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

(2) 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業は、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、個人の人権に及ぼす影響のおそれが比較的少ないものであり、その経営の主体については、特に制限が設けられていません。(法第69条)

(参考) 法第2条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を運営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営する事業

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある

者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

(3) 社会福祉法の適用除外

法第2条第4項において、社会福祉事業と内容を同じくするものではあっても、法の上では社会福祉事業としては取り扱わないものが規定されています。

(参考) 法第2条

- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
 - 一 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
 - 二 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
 - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
 - 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
 - 五 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

2 福祉サービスの提供体制

社会福祉法人等（社会福祉を目的とする事業を経営する者）が福祉サービスを提供するに当たっての基本理念として、個人の尊厳の保持を旨とすること、さらに、その利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものであつて、良質かつ適切なものでなければならないとされています（法第3条）。

また、地域住民等と相互に協力しながら、地域における社会福祉の増進に努めるべき責務があること、さらに、福祉サービスが利用者の意向を尊重して提供され、かつ、保健医療その他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ総合的に提供されるように努めなければならないと規定されています（法第4条、第5条）。

なお、国や地方公共団体が、福祉サービスの適切な利用の促進などの措置を講じなければならないことも規定されています（法第6条）。

3 公益事業および収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、法第2条にいう社会福祉事業のほか、必要に応じて公益事業または収益事業を行うことができます。

社会福祉法人が公益事業や収益事業を営む場合には、必ず定款に定めた上で資産なども含めて特別会計として処理しなければなりません（法第26条第2項）。

(1) 公益事業

公益事業が認められている背景には、法における社会福祉事業は限定列举となっていることから、関連する広義の社会福祉に係る事業については、社会福祉事業に該当しないため、福祉ニーズの多様化に必ずしも十分に対応できないという事情があります。

したがって、公益事業とは、広義の社会福祉に係る事業と考えられますが、公益事業であっても、税法上は収益事業として取り扱われるケースもありますので注意が必要です。

なお、公益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア 公益を目的とする事業であって、法にいう社会福祉事業以外の事業であること。

イ 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ 当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。

エ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

オ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てること。

また、公益事業の具体例については、本書掲載の「社会福祉法人の設立および運営に関する法令、通知集」（以下「通知集」という。）第1の2の(6)に記載されています。

[質疑 1]

Q－特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、公益事業として認められますか。

A－老人福祉施設を経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、一般に公益事業に該当するとされていますが、その有料老人ホームが一部の富裕な者しか利用できない場合は、公益事業とは認められません。

有料老人ホームの経営が公益事業と認められるためには、社会福祉法人の公共性等から考え、廉価で良質のサービスを提供することが必要です。

なお、社会福祉法人が営利を目的として有料老人ホームを経営することは、社会福祉法人が行う社会福祉事業の純粹性を損なうことから不適當です。

[質疑 2]

Q－社会福祉法人が公益事業を行うに際して、設備資金（もしくは運営資金）として多額の借入を行うことは認められますか。

A－公益事業に係る多額の借入のため、社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業の経営が危険にさらされる可能性がある場合には、当該借入は認められません。

なお、長期の運営資金の借入が必要である公益事業については、借入を行うこと自体、適当ではありません。

(2) 収益事業

収益事業とは、その収益を社会福祉事業または公益事業に充てることを目的とする事業をいいます。

収益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア 法人の社会的信用を傷つけるおそれのないものであること、または投機的なものでないこと。

イ 当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ 当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあり、社会福祉事業を超える規模ではないこと。

なお、次のような事業は、結果的に収益が生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合。例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、もっぱら施設利用者の利便に供するための売店を営む場合

(3) 収益事業収益の充当先

社会福祉法人の経営の原則のうち経営基盤の自主的な強化に資する観点から、収益事業の収益については、次に掲げるとおり、社会福祉の増進に密接にかかわる公益事業にも充当できることとされています。

ア 法第2条第4項第4号に規定する事業

イ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、もしくは第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業のうち社会福祉事業以外のもの、または同条第18項に規定する介護予防支援事業、もしくは第8条第21項に規定する居宅介護支援事業

ウ 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設を営む事業のうち法第2条第3項第10号に規定する事業（いわゆる無料低額介護老人保健施設事業）以外のもの

エ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号もしくは第3号に規定する社会福祉士養成施設および同法第39条第1号から第3号までに規定する介護福祉士養成施設を営む事業

オ 精神保健福祉士法第7条第2号または第3号に規定する精神保健福祉士養成施設を営む事業

カ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を営む事業

キ 上記アからカまでに掲げる事業に準ずる事業であって厚生労働大臣が定めるもの

[質疑 3]

Q－社会福祉法人が、収益事業を始めるに際して設備資金（もしくは運転資金）として借入を行うことは適当ですか。

A－社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業に影響を与えるおそれがある場合は認められません。

[質疑 4]

Q－収益事業から生じた収益で、収益事業の規模を拡大するために設備投資等を行うことは認められますか。

A－法第26条第1項で、収益事業から生じた収益は社会福祉事業または公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業その他政令で定めるものに限る。）の経営に充てることとされています。

したがって、収益事業の事業規模拡大のための再投資は認められません。

第2節 設 立

1 定款の作成

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人は定款に反して行動することはできません。法人は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分および定款を遵守しなければならず、違反したときは所轄庁が解散を命ずることができることになっています（法第56条）。

定款は、原則として、「社会福祉法人定款準則」に基づき作成することとなります。

なお、社会福祉協議会にあっては「全国社会福祉協議会モデル定款」に準拠してください。

法人の特色、実情等に応じて準則等と相違する規定を設ける場合には、その規定が関係法令、通知等に違反しないようにするとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障がないよう十分留意する必要があります。当然ながら、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

社会福祉法人に対してその財産を寄附した者等は、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第40条の特例の適用を受けられますので、寄附者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要があります。（定款準則等は、この承認が得られるよう整備されており、準則中下線部分が国税庁長官の審査部分となっておりますので、これに反した定款では承認は得られません。）

2 定款の記載事項

定款に記載する事項には、必要的記載事項と任意的記載事項とがあり、社会福祉法人の場合は、その特殊性から、一般社団法人または一般財団法人よりも必要的記載事項の範囲が詳

細にわたっています。

(1) 必要的記載事項

法第31条に定める定款の必要的記載事項は次のとおりです。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 社会福祉事業の種類
- エ 事務所の所在地
- オ 役員に関する事項
- カ 会議に関する事項
- キ 資産に関する事項
- ク 会計に関する事項
- ケ 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- コ 公益事業を行う場合には、その種類
- サ 収益事業を行う場合には、その種類
- シ 解散に関する事項
- ス 定款の変更に関する事項
- セ 公告の方法

なお、設立当初の役員は、定款で定めなければなりません。

評議員会を置かない場合には、ケの評議員会に関する事項は不要です。

また、公益事業または収益事業を行わない場合には、コの公益事業の種類に関する事項またはサの収益事業の種類に関する事項は不要です。

定款は、前述のように、社会福祉法人を設立しようとする者が定めるわけですが（法第31条第1項）、以上の必要的記載事項は、その一つを欠いても定款として成立しませんので、特に注意する必要があります。

(2) 任意的記載事項

任意的記載事項は、社会福祉法人の設立者が定款に規定することを必要と認める事項、例えば、役員でない総裁、名誉会長、顧問、参与等の職を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定、会員を置く場合の規定等です。

法律に規定のある事項、すなわち、役員欠員補充（法第37条）、監事の職務（法第40条）、監事の兼職禁止（法第41条）、会計（法第44条）、合併（法第48条、第49条）等に関する規定は、必要的記載事項ではありませんが、入念規定として定款に掲げておくことが望ましい事項です。

任意的記載事項であっても、一旦これを定款に記載し認可を受けた以上は、その効力については、必要的記載事項と異ならず、当該規定に関しても定款変更の手続きを要します。

3 登 記

社会福祉法人は、設立の認可を所轄庁から受け、設立の登記をすることにより成立します（法第34条）。

なお、登記しなければならない事項は、次のとおりです。

- (1) 目的および業務
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所および資格
- (5) 存立時期または解散の事由を定めたときは、その時期または事由
- (6) 代表権の範囲または制限に関する定めがあるときは、その定め
- (7) 資産の総額

また、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記を行う必要があります。

ただし、資産の総額の登記は、事業年度終了後2箇月以内に行えば足りるとされています。

(組合等登記令第3条)

なお、社会福祉法人の場合は一般財団法人等と異なり、登記される役員は代表権を有する者だけとなっていますが、理事が改選され理事長等代表権者が再任された場合でも、(4)については、変更が生じたこととなり重任登記が必要となるので留意してください。(再任の場合は重任登記、新任の場合は就任登記となります。)

[質疑 5]

Q一定款の目的事業に、法人が将来実施を予定している事業を記載することは認められますか。

A将来実施する予定の事業については、必要な要件を具備し、着実な事業計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時点で、定款変更認可申請を行い、その法人の事業に当該事業を加えるべきであり、予定の段階では、これを目的事業に記載することは認められません。

定款の目的事業に記載される事業は、当該事業が、社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、事業計画、収支予算等と一体となり、かつ、法令等で定められた必要な要件を具備していなければなりません。

[質疑 6]

Q社会福祉協議会において、給食サービス、入浴サービス等を実施（市町村からの受託事業として実施する場合を含む。）する場合、これらの事業を目的事業に明記する必要がありますか。

A社会福祉法人は、定款の目的事業に記載されていない事業は実施できないものであり、社会福祉協議会が実施する給食サービス、入浴サービス等についても、当該事業が相応の規模を有し、かつ、継続的に実施する計画であれば、定款の目的事業に明記することが必要となります。

なお、その事業規模が極めて小規模であり、かつ、実施期間が長期にわたらない

予定である場合には、「その他本会の目的達成のために必要な事業」の号で読み取ることとなります。

第3節 資産

1 概説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

したがって、法人を設立する場合には、その法人が目的とする社会福祉事業を行うのに必要とされる資産を所有する必要があります。

必要とされる資産とは、目的とする事業の種類および規模により異なりますが、一般的には、その事業を所定の基準に従って運営するのに必要な施設を所有しているか、またはその目的を達成するために使用できる権利（使用権等）が確実に設定されており、かつ、その事業経営に必要な運用資産があるか、またはこれを確実に生み出しうる財源のあることが必要です。

(1) 基本財産

社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件であり、法第25条において「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定されています。

法人の持つ資産のうち、基本財産については、その他の財産（運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産）と会計上区分して取り扱うとともに、これを処分し、または担保に供する場合には市長の承認を受けなければなりません。基本財産は法人存立の基盤となるものであり、その散逸を防止するために厳重な管理が要請されることから、これらを定款上に明記することとされています。

なお、目的遂行上、必要やむを得ない場合に限り市長の承認を得て、これを処分することができることになっていますが、この制限は、売却処分することはもとより抵当権その他の担保権を設定する場合にいても同様に取り扱われます。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合および独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）には、定款に「函館市長の承認は必要としない。」と規定することができます。

次の財産は、必ず基本財産としなければなりません。

ア 社会福祉施設を経営する法人

法人が経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産

イ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会および共同募金会を除く。）

原則として1億円以上に相当する資産

なお、これ以外の資産であっても、法人が重要と認める資産は基本財産として差し支えありません。

(2) 運用財産

基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産となります。

運用財産の処分等については特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものについては、みだりに処分することはできません。

(3) 公益事業用財産および収益事業用財産

公益事業用財産および収益事業用財産は、それぞれの目的に供される財産であり、社会福祉を目的とする財産と明確に区分して、それぞれの特別の会計として管理しなければなりません。(法第26条第2項)

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

[質疑 7]

Q－社会福祉法人の基本財産または運用財産を公益事業または収益事業に使用することは認められますか。

A－公益事業または収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計と明確に区分しなければならず、このことは金銭の流れだけに限らず、公益事業または収益事業に供する不動産および動産についても同様です。

したがって、法人の基本財産もしくは運用財産を公益事業または収益事業のために使用することは認められません(事業規模が小さい公益事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない場合を除く)。

2 社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を設立する場合には、原則として、施設経営を行うのに直接必要なすべての物件について、所有権を有していなければなりません。すなわち、施設経営を行う場合には、土地、建物、設備、備品等が必要となり、これらすべてについて、法人が所有権を有していることが必要となります。

ただし、特別な場合には、これらの資産を国または地方公共団体からの貸与または使用許可を受けて使用することもできます。

また、特別養護老人ホーム等の施設を設置する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています(通知集第2の1の(2))。

なお、敷地部分など一部の不動産に限り国または地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても、差し支えありませんが、この場合には、その事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。この場合の賃借料は極力低額であることが望ましく、法人が長期間にわたって安定的に支払う能力のあることが必要です。

言うまでもありませんが、当該法人の理事長または当該法人から報酬を受けている役員等

から賃借により貸与をうけることは、望ましくありません。

さらに、法人の資産として所有する物件のうち、経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。これらの不動産について、国または地方公共団体からの貸与または使用許可を受けている場合で、法人が不動産を所有していない場合には、別に1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

このほか、法人設立当初には、運用財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2に相当する現金、預金等を有していなければなりません。

なお、指定介護老人福祉施設等を新たに開設する場合には、当初の介護保険料の支払いが数箇月先になるため、年間事業費の1/2以上に相当する現金、預金等を有していることが望ましいとされています。

[質疑 8]

Q－社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国または地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合において、その事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定しなければならないとされていますが、この場合必ず登記しなければなりませんか。

A－事業の継続性、安定性等を確保する観点から、施設が存続していく将来にわたって当該不動産の売買、相続などによって権利が移転する事態が皆無とは言えませんので地上権または賃借権の登記は必ず行ってください。

[質疑 9]

Q－現在、社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国または地方公共団体以外の者から賃借していますが、登記は行っていません。この場合も賃借権の登記を行う必要がありますか。

A－現在賃借しているもの（未登記）についても、登記しなければなりませんので、所有権者と十分協議してください。

なお、賃借料の支払財源が、理事長等の寄附によることになっている場合は、その期間が相当長期間に及ぶことから、寄附の継続性等その確実性について慎重に判断する必要があります。

3 社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営しない法人の場合、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあるため、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要です。

したがって、社会福祉施設を経営しない社会福祉法人（社会福祉協議会および共同募金会

を除く。)を設立する場合は、基本財産として、原則として1億円以上に相当する資産を有していなければなりません。

なお、児童居宅介護等事業などの経営を目的として法人を設立する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています(通知集第2の2の(1)のエ)。

[質疑 10]

- Q－社会福祉施設を経営しない社会福祉法人を設立する場合(社会福祉協議会および共同募金会を除く。)には、基本財産として原則1億円以上に相当する資産を有していなければならないとされていますが、この資産とは不動産でも認められますか。
- A－不動産は価値が大きく変動する可能性があり、設立後の収入を安定的に確保するという趣旨からは、現金の方が望ましいと考えられます。

4 資産の管理

法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)は、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産または過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

(1) 基本財産

基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、または利用価値を生ずる方法で行うことが必要です。

次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

- ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- ② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- ③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産

基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

なお、株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用は認められていますが、この場合、定款に規定のうえ、株式に換えて保管することをあらかじめ理事会で議決をしなければなりません。さらに子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られています。

また、株式の保有については、通知集第2の3の(4)に注意してください。

5 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定しなければなりません。(法第31条第3項)

なお、定款において帰属者を定めずに解散した場合には、残余財産は国庫に帰属することになります(法第47条)。

[質疑 11]

Q—残余財産を寄附者に帰属させる旨を定款で定めることは認められますか。

A—そのような定款であれば、社会福祉法人の設立は認められませんし、定款の変更も認められません。

また、定款に違反して寄附者に帰属させることも認められません。

第4節 機関

社会福祉法人には、役員として理事および監事をおこななければなりません。

また、評議員会を設置することができます。

1 理事

理事は、法人の内部事務を処理するとともに、対外的には、法人を代表する役員であり、監事とともに常置必須の機関です。

定数や選任方法など理事に関する事項は、定款に規定しなければなりません(法第31条第1項)。

(1) 定数

理事の数は、法第36条第1項において3名以上置くこととされていますが、法人運営の適正確保のため、定款準則第5条(備考)において、6名以上の確定数とされています。

なお、確定数とは、6名といった決まった数のことですので、6名～8名といった不確定数にすることはできません。

(2) 選任

理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱することとなっています(定款準則第7条第1項)が、評議員会を設置する場合には、評議員会において、選任することが適当です。

理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営について確実に職責を果たし得る者でなければなりません。

したがって、その選任に当たっては、定款等の規定に従うとともに、次の点に留意してください。

ア 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者を加えること。

- イ 広域法人にあつては、それぞれ施設を設置している当該地域の者を加えることが望ましいこと。
- ウ 施設を経営する法人にあつては、施設長等を理事に加えること。
- エ 評議員会を設置していない法人にあつては、施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- オ 理事として1人以上参加することとされている施設長等は、施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長または施設の職員に限られるものではないこと。
- カ 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者が、理事総数の3分の1を超えないこと。
- キ 社会福祉協議会にあつては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、単位とする地方公共団体の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事に加えること。

なお、関係行政庁の職員が法人の役員になることは、法第61条に規定する公私分離の観点から適当ではありません。特に、地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長等の役員に就任することは認められません。

ただし、社会福祉協議会および社会福祉事業団については、この限りではありません。

[質疑 12]

Qー社会福祉法人の理事が地元で商店を営んでいます。地元で当該種別の商店が他にないため、当該商店と取引を行っています。この場合、当該理事は理事として不適当ですか。(例：法人の経営する施設で用いる給食材料等を理事が経営する店から購入する場合)

Aー国の通知において、「当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の3分の1を超えて選任しないこと。」とされており、この場合、他の理事の状況等も含めて判断することとなり、一概に不適当とは言えません。

なお、実際に当該理事と取引を行う場合は、社会常識に照らした上で妥当なものかを十分検討し、地域住民の誤解を招かないよう配慮する必要があります。

また、法人が理事の経営する営利企業と取引を行う場合には、入札価格の決定、業者の選定等を理事会で協議および議決する際に、当該理事の退場を求め、他の業者と同一の条件で入札等に参加させるなど、十分な配慮が必要です。

※ 定款準則第9条第7項および同条(備考)(5)により、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができないこととされています。

(3) 任期

理事の任期は、特定の理事による専制化や不正行為を防止するため、2年を超えることはできないとされています。ただし、再任は妨げません。(法第36条第2項)

(4) 親族等の人数の制限

任期と同様に、特定の役員による専制化や不正行為の防止、さらに、財産保全のために法人を私物化することのないよう、理事には、親族等の人数の制限があります(法第36条第3項)。

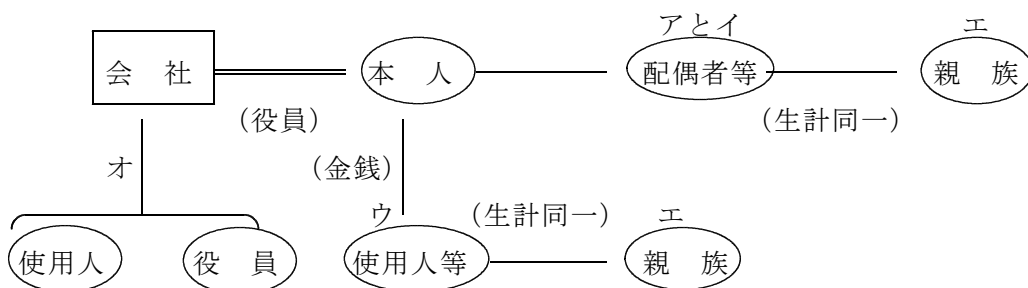
なお、定款準則第5条(備考)(2)では、この趣旨をより徹底するため、次のように理事の数に応じて親族等の人数を制限することとしています。

(理事定数)	(親族等の人数)
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

親族等とは、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいい、その内容は次のとおりです。

- ア 当該役員と親族関係にある者。具体的には、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族
- イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該親族関係を有する役員等の使用人および使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イまたはウに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- オ 当該親族関係を有する役員等およびイからエまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号[定義]に規定する役員(①において「会社役員」という。)または使用人である者
- ① 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
- ② 当該親族関係を有する役員等およびイからエまでに掲げる者ならびにこれらの者と法人税法第2条第10号[定義]に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

親族等の関係のある者(図式)



(5) 欠格事項

次の事項に該当する者は、社会福祉法人の理事となることはできません（法第36条第4項）。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 前号に該当する者を除くほか，禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者

エ 法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(6) 欠員補充

理事に欠員が生じた場合については，定数の3分の1を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならないとされており（法第37条），理事の職務の重要性から，1名でも欠員が生じた場合には，速やかに適任者を補充するようにしてください。

なお，補充された役員の任期は，前任者の残任期間となります。

(7) 理事の権限

理事は，すべて社会福祉法人の業務について，社会福祉法人を代表すると定められていますので（法第38条），理事長だけでなく，理事全員が法人の一切の事務について等しく責任を持っていると言えます。

しかし，定款でその代表権を制限することができることとされており（法第38条），対外的な取引や契約等に際しては，責任体制を明確にするために，理事長が法人を代表することとされています（定款準則第5条）。ただし，法人内部における重要な事項の決定は，すべて理事会において定款の規定に基づき決定することとなっており，理事長が独断的な法人運営を行うことのないようにしなければなりません。

理事長に事故があるときまたは欠けたときは，理事長があらかじめ指名する他の理事が，順次理事長の職務を代理することとなっています（定款準則第10条第1項）。

なお，法人を代表する理事を複数選任することも可能です。

また，法人と理事（長）との利益が相反する事項および双方代理となる事項については，当該理事は代表権を有しないとされていますので注意が必要です（民法第57条および第108条）。

[質疑 13]

Q—定款準則第10条第2項に「理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については，理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。」と規定されていますが，次の事項について見解を伺います。

1 この規定の具体的適用例

2 特別代理人の選任について，職務代理者と同様に理事長があらかじめ指名する

ことはできないのか。

- 3 理事長から寄附を受けた場合、領収書を発行する際にも、特別代理人の名前で領収書を発行しなければならないのか。

A-1 この規定の具体的適用例

(1) 利益相反行為

ア B法人の理事長Aが所有する土地を同法人に売却する場合

イ B法人の理事長Aが経営する商店から、同法人が物品を購入する場合

(2) 双方代理の例

B法人の理事長Aが経営するC会社から、同法人が物品を購入する場合

A-2 定款準則第10条第1項において、「理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次理事長の職務を代理する」と規定されていますが、この趣旨は、理事長が病気等の理由により職務の執行ができなくなった場合に備えて、職務代理者をあらかじめ指名しておくものです。

したがって、定款準則第10条第1項と第2項はその趣旨を異にしており、第2項の理事長の権限濫用から法人を保護するという趣旨からも、特別代理人については、理事長の指名ではなく、理事会で選任する必要があります。

A-3 寄附金を受領した後、領収書を発行する行為は債務が履行された後の事実行為であり、かつ、利害の相反する行為でもないことから、特別代理人から領収書を発行する必要はないものと考えます。

(8) 解任

定款準則には理事の解任（解職）に関する規定は設けられていませんが、法第56条第3項において、所轄庁は、社会福祉法人に対しその役員解職を勧告することができる規定されており、また、法第58条第2項において、厚生労働大臣または地方公共団体の長が、社会福祉法人に対しその役員解職を勧告する権限を有すると規定されていることは、社会福祉法人において役員解職をなしうることを前提としているものであり、理事の解職は可能です。

なお、理事の解職の要件は、理事の選任の要件と同様と考えられ、定款準則に沿って定款が作成されている場合は、理事総数の3分の2以上の同意を得れば、理事長は理事を解職できます。

2 理事会

理事が、業務執行や意思決定の権限を行使する場として理事会があります。

法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すると定められており（法第39条）、理事会を適切に開催し、日常の業務として理事会が定めるものを理事長が専決する以外は、法人の業務および重要案件等の処理については、すべて理事会で審

議し決定することが必要です。

以下、定款準則に沿って定款が作成されている場合の例を示します。

(1) 理事会の成立

理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することはできません。この場合の理事総数とは、現に就任している理事の数です。

また、理事会の開催通知は、少なくとも会議の5日前までに理事全員に届くように通知し、かつ、議案およびその内容についても通知するようにしてください。

理事間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の理事に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

(例) 理事定数12名、欠員1名、現在数11名の場合

8名以上出席で理事会成立 $11 \times 2 / 3 = 7.33 < 8$

(2) 理事会の議決

一般的な議案については、理事総数の過半数で決めますが、理事の選任や定数の変更など定款において「理事総数の3分の2以上の同意」とされている事項について議決する場合は、その規定を遵守してください。

いずれの場合も、当日、理事会に出席している理事数に対する比率ではなく、その時点における理事の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する理事が書面をもって表決に参加することを認める場合は、定款にその旨規定する必要があります（定款準則第9条（備考）(3)）。

(例) 理事定数12名、欠員1名、現在数11名、出席理事8名で6名賛成の場合

- ・ 一般議案については、議決成立 $11 \times 1 / 2 = 5.5 < 6$
- ・ 重要議案については、議決不成立 $11 \times 2 / 3 = 7.33 > 6$

(3) 議事録

理事会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できませんので、議決の存在を対外的に証明することができません。

また、出席した理事の間でも、事後になって議決の内容を確認できないこととなります。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、法第29条により社会福祉法人にも準用されますので、議決における各理事の賛否についても明確に記録しておく必要があります。

(参考) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）

一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限、次の事項について明確に記録してください。

- ア 開催年月日，時間，場所
- イ 出席者の役職および氏名
- ウ 理事定数および現在数
- エ 理事会の定足数（定款の規定により，当該会議が有効に成立している旨）
- オ 議長および議事録署名人（2人）の選任に関する事項
- カ 審議された議案（簡潔に要旨を記載，「別紙により説明」とはしない。）
- キ 議案に関する質疑応答等の要旨（発言者の職・氏名）
- ク 議案に関する表決の結果（議案に反対の理事がいる場合，その氏名）
- ケ 「以上この議事録が正確なものであることを証するため議事録署名人左記（下記）署名する」との文言
- コ 議長およびその会議において選任された議事録署名人2人の署名または記名押印
- サ 署名年月日

3 監事

監事は法人の監査機関であり，法人内部のチェック機能として重要な位置を占めているため，社会福祉法人では理事とともにこれを常置必須の機関としています。

監事の選任方法等については，理事の場合と同様に，定款でこれを定めなければなりません。

なお，任期，欠格条項および欠員補充については，理事の場合と同様です。

(1) 定数

監事は1人以上置かなければならないとされていますが（法36条第1項），より厳正を期すため，2人以上置くこととされています（定款準則第5条（備考）(1)）。

(2) 選任

監事は，理事会で選任することとなっていますが（定款準則第7条第2項），評議員会を設置する場合には，評議員会において選任することが適当です。

なお，監事の選任に当たっては，定款の規定に従うとともに，監事の特异性から，次の事項に留意してください。

- ア 監事のうち1人は，法人の財産状況等の監査を行える者であり，法第44条に規定する財務諸表を監査し得る者であること。
- イ 監事のうち1人は，社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。
- ウ 監事は，当該法人の理事，評議員および職員またはこれに類する他の職務を兼任することができないこと。

エ 監事は、他の役員と親族その他特殊の関係があってはならないこと。

オ 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

(3) 職務

監事の職務は法第40条で次のように定められています。

ア 理事の業務執行の状況を監査すること。

イ 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。

ウ 理事の業務執行の状況または社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。

エ 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。

オ 理事の業務執行の状況または社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

監事は、監査機関という性質上、複数の監事がいても各自単独にその職務を行うべきですが、監事が共同してその職務を行うことを妨げるものではありません。

また、法人の中には、監事の役割が「会計監査」とどまり、法に定められた「理事の業務執行状況の監査」という重要な使命を十分に果たしていない例も見受けられます。

特定の理事による独断的な法人運営を排除し、民主的な法人運営を行うためにも、監事が自らの役割の重要性を再認識することが必要です。

なお、監査を実施するに当たっては、少なくとも四半期に1回程度は行う必要があります。

さらに、社会福祉法人の会計基準や経理事務については、近年、専門的かつ複雑になっていることから、法人として外部の専門家による監査を導入し、助言を得ることも必要です。

4 評議員会

社会福祉法人は、評議員会を設けることができます（法第42条第1項）。

評議員会は、社会福祉法人の公共性から、一部の経営者によって社会福祉事業の経営に適正を欠いたり、営利の追求を行ったりすることのないよう、広く関係者の意見を聞くことによって、民主的で適正な事業運営を図るために、設置が求められているものです。

原則として、すべての社会福祉法人は評議員会を置くこととされていますが、都道府県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業、保育所を運営する事業（保育所を運営する事業と併せて行う、児童福祉法の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）または介護保険事業のみを行う法人については、この限りではありません。

(1) 組織

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって構成します（法第42条第2項）。

これは、理事と評議員との兼職が禁止されていない結果、理事全員が評議員を兼ねた場合、理事会と別個の機関としての評議員会を設置する趣旨から、理事が評議員会を実質的に支配することがないように規定したものです。

(2) 評議員の委嘱

評議員は、社会福祉事業に関心を持ちまたは学識経験のある者で、法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱することとなっており（定款準則一評議員の資格等）、評議員の委嘱にあたっては、定款等の規定に従うとともに次の点に留意してください。

ア 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の3分の1を超えて選任しないこと。

イ 各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じて次の制限数を超えて選任しないこと。

(評議員定数)	(親族等の人数)
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

ウ 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。

また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

エ 社会福祉協議会にあつては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

オ 評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

(3) 評議員の任期

評議員の任期は、理事と同様に、2年とされています。ただし、再任は妨げません。（定款準則一評議員の任期）

(4) 評議員会の権限

評議員会を設置した場合には、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要です。

(5) 評議員会の成立

評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することはで

きません。この場合の評議員総数とは、現に就任している評議員の数です。

また、評議員会の開催通知は、少なくとも会議の5日前までに評議員全員に届くように通知し、かつ、議案およびその内容についても通知するようにしてください。

評議員間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の評議員に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

(例) 評議員定数24名、欠員1名、現在数23名の場合

12名以上出席で評議員会成立 $23 \times 1 / 2 = 11.5 < 12$

(6) 評議員会の議決

評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決めますが、評議員総数は、当日、評議員会に出席している評議員数に対する比率ではなく、その時点における評議員の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する評議員が書面をもって表決に参加することは想定されておりません。

(例) 評議員定数24名、欠員1名、現在数23名の場合

12名以上の賛成で議決成立 $23 \times 1 / 2 = 11.5 < 12$

(出席評議員が12名の場合は全員(議長を含む。)の賛成が必要となります。)

(7) 議事録

評議員会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できません。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限「2 理事会」の「(3) 議事録」についてを参考に、明確に記録してください。(理事を評議員と読み替えること。)

第5節 情報の公開と苦情の解決

利用者の立場に立った福祉制度を構築するため、利用者自らが施設などサービス提供事業者を選択できるという仕組みが導入されています。

このため、社会福祉法人は、事業経営の透明性の確保と福祉サービスの質の向上に努めなければなりません。

1 財務諸表等の開示

社会福祉法人は、会計年度終了後2箇月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書を作成し、これらに関する監事の意見を記載した書面とともに各事務所に備え置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供するとともに(法第44条第4項)、法人の広報やインターネットを活用し、自主的に開示することとなっています。さらに、法人の役員および評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公

表することが望ましいとされています。

なお、監事の意見を記載した書面を備えおくことで、監事の責任を明らかにするとともに福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人からの閲覧の求めに応じるよう義務を課しています。これらの書面の備え付けを怠ったり、記載すべき事項を記載しなかったり、不実の記載をした場合においては、法人の理事、監事は、20万円以下の過料に処するとされています。(法第134条第4号)

また、函館市においては、函館市情報公開条例(平成13年函館市条例第7号)に基づき、市民の方々等から請求があった場合には、各法人から提出されたこれらの書類のうち個人情報等を除き、原則として公開することとなっています。

2 サービス情報の提供

福祉サービスを利用しようとする者が、その福祉サービスの詳しい情報を適切かつ円滑に入手し、利用契約の際の判断に役立つよう、社会福祉事業の経営者は、経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うとともに(法第75条第1項)、利用の申込みがあった場合には、当該福祉サービスを利用するための契約の内容およびその履行に関する事項について説明することが求められています(法第76条)。

利用契約が成立したときには、経営者の名称や事務所の所在地、福祉サービスの内容や利用料金など厚生労働省令で定める事項を記載した書面を利用者に交付します(法第77条)。

また、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に福祉サービスを受ける者の立場に立ち、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません(法第78条)。

3 苦情の解決

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません(法第82条)。

苦情解決体制については、苦情解決責任者や苦情受付担当者の任命や第三者委員の設置が必要です。

なお、苦情解決責任者は、施設長や理事等とされ、第三者委員については、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者で世間から信頼性を有する者であること、また、複数であることが望ましいとされています(第三者委員の例示:理事と兼務していない評議員、監事または監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)。

また、北海道社会福祉協議会に北海道福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、同委員会に利用者等が直接苦情解決の申し出を行うことができるようになっているほか(法第83条)、本市には函館市福祉サービス苦情処理委員が設置されており、苦情の相談を受けています(函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例)。

第6節 社会福祉法人に対する監督

1 所轄庁

社会福祉法人の認可、指導、監督等に関する所轄庁は都道府県知事となっていますが、主

たる事務所が政令指定都市（札幌市）または中核市（函館市、旭川市）であって、実施事業が当該政令指定都市または中核市の区域を超えない場合には、それぞれの市長が所轄庁となり、2以上の都道府県の区域において事業を行う場合は厚生労働大臣が所轄庁となります。

（法第30条）

なお、北海道内で事業を行う法人の所轄庁は、次のとおりです。

（函館市長が所轄庁となる法人）

- ・ 函館市の所管区域のみで事業を行う法人－函館市長

（函館市長以外が所轄庁となる法人）

- ・ 北海道と他の都府県において事業を行う法人－厚生労働大臣（北海道経由）
- ・ 北海道の各総合振興局および振興局、札幌市、旭川市および函館市の所管区域のうち、2つ以上の所管区域において事業を行う法人－北海道の本庁（保健福祉部施設運営指導課）
- ・ 北海道の1つの総合振興局および振興局の所管区域のみで事業を行う法人－北海道の各総合振興局および振興局（保健環境部保健福祉室社会福祉課）
- ・ 札幌市または旭川市の所管区域のみで事業を行う法人－札幌市長または旭川市長

2 一般的監督

社会福祉法人に対する一般的監督は、それぞれの所轄庁が行うこととされています（法第56条第1項）。

函館市の区域内のみで事業を行っている法人については、函館市長が一般的監督を行います。

一般的監督の内容は、次のとおりです。（法第56条）

- (1) 業務または会計の状況に関する報告の徴収、業務および財産の状況の検査
- (2) 是正命令
- (3) 業務停止命令および役員解職勧告
- (4) 解散命令

なお、社会福祉法人の設立から、その後の定款変更、基本財産の処分、基本財産の担保提供等については、いずれも所轄庁の認可、承認が必要です。

特に、定款変更、基本財産の処分および担保提供については、事業を開始した後、あるいは処分または担保提供後になされることがないように、事業計画が固まった段階で事前に承認を受けてください。

また、毎会計年度終了後3箇月以内に、前会計年度の貸借対照表および収支計算書を添付して現況報告書を所轄庁に提出してください。その他、監査関係の資料についても提出してください。

（参考）法第56条

厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要が

あると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(以下略)

3 助成に伴う監督

法第61条において、国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者のそれぞれの責任が定められています。

この規定では、社会福祉事業についての国や地方公共団体の責務とともに、行政は社会福祉法人等の自主性を重んじて不当な関与を行わないこと、さらに、社会福祉法人等も、不当に行政からの財政的・管理的援助を求めないこととして、社会福祉法人等が経済面でも運営面でも行政からの独立性を保つことが求められています。

ただし、国や地方公共団体が、社会福祉法人（施設）に対して福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を、他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではありません。

戦後まもなくの社会福祉事業法制定当時は、民間社会福祉事業の担い手は「慈善事業家」と言われる篤志家が主体となっていたため、このような原則のもとに社会福祉事業が推進されてきました。

しかし、これだけでは、多様化する福祉需要に応えられないことから、国や地方公共団体による民間社会福祉施設の整備等に対する助成制度が設けられました。このような助成は、当然ながら国民の税金をもとにしたものであり、その助成の目的が有効に達せられるよう、社会福祉法人に対して助成を行った場合には、法第56条による一般的な監督の他に、次のような措置を採ることができることになっています（法第58条第2項）。

(1) 事業または会計の状況に関し報告を徴すること。

(2) 助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合は、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

(3) 役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合は、その役員 の解職を勧告すること。

また、社会福祉法人が以上の措置に従わなかったときは、国または地方公共団体は、助成した現金や財産の一部の返還を命ずることができることになっています（法第58条第

3項)。

4 事業に伴う監督

社会福祉事業の実施について市長は、事業の実施が適正に行われているかどうかについて調査を行うこと（法第70条）、事業が許可の条件等に適合しないときは必要な措置をとるべく改善を命ずること（法第71条）、さらに、調査を拒んだり、改善命令に違反したとき、事業に関して不当に営利を図ったり、福祉サービスの提供を受ける者の処遇について不当な行為をしたときなどには、事業経営を制限したり停止を命じたりすることができることとされています（法第72条）。

第2章 各種申請等の事務手続

各種申請等については、市長に提出してください。

なお、本章は、所轄庁が函館市となる社会福祉法人の各種申請等の手続きについて記載していますので、厚生労働省、北海道知事などが所轄庁となる社会福祉法人については、それぞれの担当部局に照会してください。（所轄庁については、第1章の第6節の1を参照）

第1節 設立認可申請

1 概説

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法第2条に規定する社会福祉事業を行うために設置される法人であり、極めて公共性の高い法人であることから、設立には、市長（所轄庁）の認可が必要です（法第31条）。

法人を設立するためには、後述するように、設立準備委員会が設立に関する事務を行い、当該設立準備委員会代表者が設立認可申請を行うこととなります。

函館市においては、設立認可申請の内容等について次の観点から審査を行い、適当と認められる場合に認可しています。

- (1) 法人の設立事務および資金管理等について、設立準備委員会において十分協議し、適正に処理されていること。
- (2) 役員構成等が関係法令および通知等に適合していること。
- (3) 資金計画が適切であること。
- (4) 敷地等、資産の確保が確実であること。
- (5) 法人および施設等の事業計画が適切であること。
- (6) 施設を設置する場合は、当該施設が設置基準に適合していること。
- (7) 施設長等資格を必要とする職員予定者が有資格者であること。
- (8) 法人の諸規程が整備されていること。

2 設立等に関する事務手続

設立等に関する事務手続きについては、次によるほか、「函館市社会福祉法人の設立および運営に関する要綱」に基づき行ってください。

(1) 施設を経営する場合

ア 設立準備委員会の設置

法人を設立しようとするときは、設立予定者全員が設立準備委員となり、設立準備委員会を発足し、設立認可申請に関する事務を行ってください。

なお、特定者による運営や不明朗な資金管理が行われることのないよう、設立準備委員全員により適正な運営を行ってください。

イ 設立準備委員会調書の提出

設立準備委員会代表者は、法人を設立しようとする年度の前々年度の1月末日までに「設立準備委員会調書」を市長に提出してください。

ウ 法人設立計画書の提出

設立準備委員会代表者は、法人を設立しようとする年度の前年度の6月末日（「設立準備委員会調書」提出の締切から5箇月後）までに、「社会福祉法人設立計画書」を市長に提出してください。

エ 設立認可申請書の提出

社会福祉施設の設置に対する国庫補助または民間補助の内示を受ける等、資金計画が確定する等、事業の実施が具体化した後、「社会福祉法人設立認可申請書」を市長に提出してください。

オ 資金管理状況点検および設立認可

設立認可申請書の提出後、市長が、設立準備委員会における資金の管理状況の点検を行い、適正に行われていると認められる場合に、設立が認可されます。

(2) 施設経営を行わない場合

基本的な事務手続きは、(1)と同じですが、相違点は次のとおりです。

ア 設立準備委員会の設置の時期に特別の制限はありません。

イ 設立準備委員会調書の提出は不要です。

ウ 設立認可申請書を提出する3箇月前までに、市長に法人設立計画書を提出し設立計画について協議してください。

3 設立認可申請に必要な書類

設立認可申請にあたっては、次のとおり、必要書類を市長に提出してください。

(1) 提出書類

ア 設立認可申請書

イ 定款

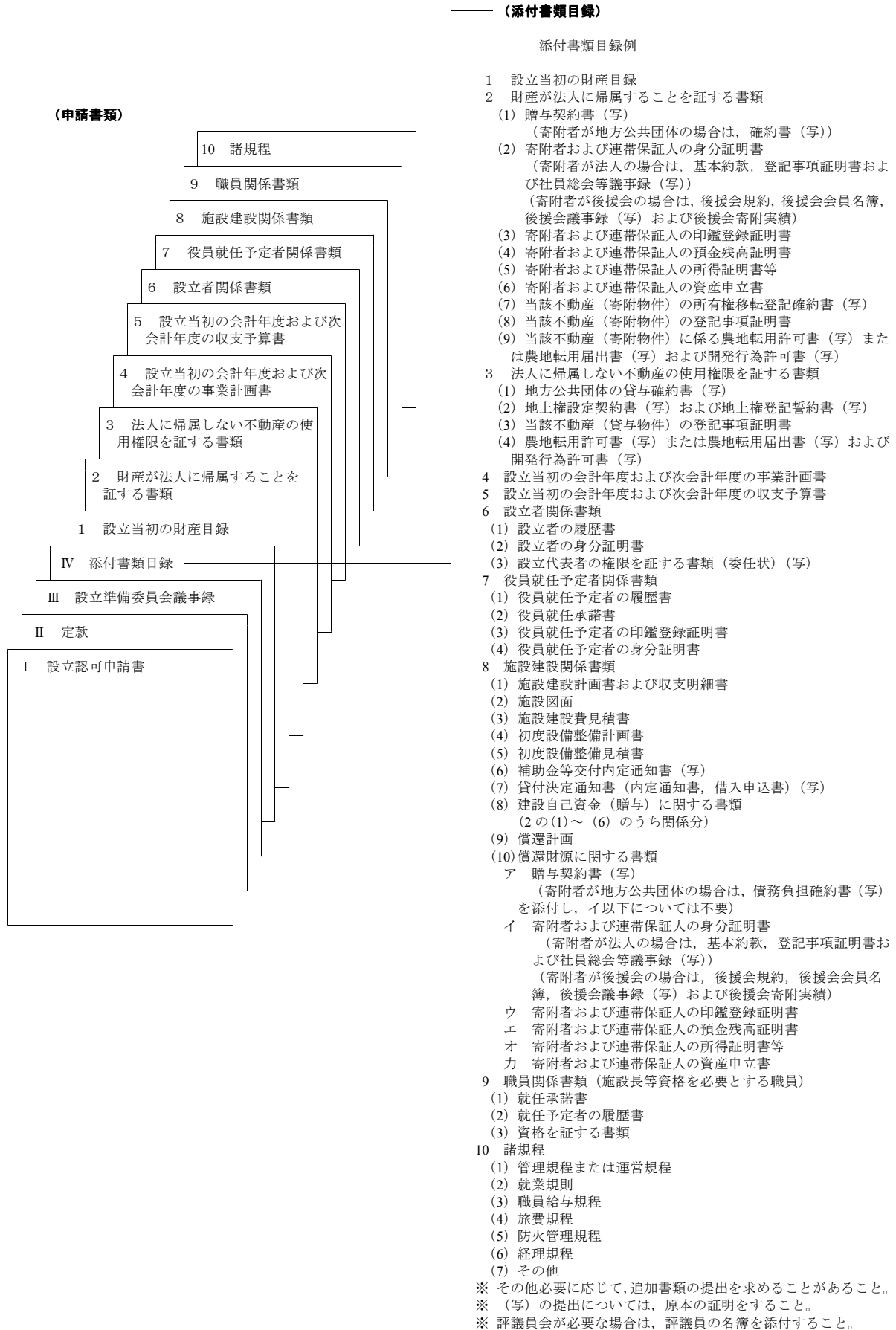
ウ 設立準備委員会議事録

エ 添付書類（必要な書類は、次表を参照のこと。）

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

社会福祉法人設立認可申請書について



社会福祉法人の設立等に関する事務手続（モデルケース）

※ 法人設立および施設整備 ～国庫補助を受けて施設整備を行う場合～

年 月	法 人	施 設	備 考	
工事着工の前々年度	12		設立準備委員会における検討内容 〔 設立者、設立代表者の選出 法人設立計画の作成 (設立当初の役員選出、定款の作成等) 事業計画の作成 (施設建設、運営計画等の作成) 土地の確保 (開発行為許可、農地転用許可、雑排水放水調整等の手続) 建物の基本構想 (設計、見積等) 資金計画の作成 (建設および運営資金の確保) 地元機関、住民等との調整 (注) 市街化区域内農地の場合は、農地転用届出となる。 〕	
	1			
	2			
工事着工の前年度	3	・ 設立準備委員会の設置		
	4	・ 設立準備委員会調書の提出		
	5			
	6			
	7			
	8			
	9	・ 社会福祉法人設立計画書の提出		・ 施設整備計画書の提出 (事前審査申請書)
	10	・ 社会福祉法人設立ヒアリング		・ 施設整備計画ヒアリング
	11	・ 審査会		・ 審査会 ・ 福祉医療機構借入申込書の提出
	12			
	1		・ 施設整備協議書の提出	
	2		・ 施設整備国庫補助ヒアリング	
3				
工事着工年度	4		設計契約 工事請負契約 工事着工届 工事完成届、竣工検査 ※施設種別により、届出事項の場合あり	
	5			
	6	・ 法人設立認可申請書の提出 (機構借入金内定後)		・ 補助内示
	7	・ 法人設立認可 ・ 法人設立登記～法人成立 ・ 財産移転報告書および役員選任報告書の提出		・ 補助金交付申請・交付決定 ・ 助成金交付申請・交付決定 ・ 工事着工
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			・ 工事完成 ・ 補助事業実績報告書の提出
2		・ 補助金の確定 ・ 施設設置認可申請書の提出		
3	・ 定款変更届の提出 (施設建物の基本財産への編入)	・ 施設設置認可		
}	4		(4/1施設オープン) ・ 事業開始届の提出	
	5			

4 設立認可後の事務手続

設立認可後の事務手続については、次によるほか、「函館市社会福祉法人の設立および運営に関する要綱」に基づき行ってください。

なお、設立認可後の事務手続一覧は、106ページに記載しています。

(1) 法人の設立登記

社会福祉法人は、登記により成立しますので（法第34条）、設立認可書を受領した日から2週間以内に設立登記を行ってください（組合等登記令第2条）。

なお、定款の附則で定める役員が設立当初の役員となりますが、社会福祉法人においては、代表権を有する理事のみを登記することとなっています（通常は、理事長を登記）。

(2) 役員および評議員の選任

法人設立後、定款の定めるところにより、理事会および評議員会を開催し、役員（理事および監事）および評議員を選任してください。

なお、役員等の選任結果について、法人設立後1箇月以内に、市長に役員等の就任報告をしてください。（詳細は第2節を参照のこと。）

(3) 財産移転報告書

設立認可申請書に添付した財産目録に記載の財産は、法人設立後、法人の所有となるべきものですので、速やかに贈与を受け、上記理事会および評議員会において報告してください。

なお、財産の移転について、法人設立後1箇月以内に、市長に報告してください。（詳細は第2節を参照のこと。）

(4) 定款変更届の提出

設立認可申請時の定款に、基本財産として記載していない施設の建物が完成した場合には、当該建物を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届を市長に提出してください。（詳細は第4節を参照のこと。）

(5) 不動産使用証明願の提出

社会福祉法人が行う社会福祉事業の用に供するため取得した不動産については、登録免許税が免除となります（登録免許税法第4条）。この場合、登記に係る不動産が社会福祉法人の社会福祉事業の用に供するための不動産であることの証明が必要であり、この証明は当該不動産の所在地の都道府県知事、指定都市・中核市の長が行うことになっています（同法施行規則第3条）。当該不動産が函館市に所在している場合は、不動産使用証明願を市長に提出してください（詳細は第8節を参照のこと。）。

※ 不動産を所有しない場合は、認可後の定款変更届および不動産使用証明願の提出は不要です。

第2節 役員等就任報告および財産移転報告

1 役員等就任報告

(1) 概 説

法人設立後、定款の定めるところにより、理事会を開催し、評議員を選任してください。

次に、定款の規定に従い、評議員会を開催し、役員（理事および監事）の選任を行い、さらに理事会を開催し、代表権を有する理事が再任された場合には、重任登記を、別の理事が代表権を有する理事に選任された場合には、就任登記を行ってください。

なお、評議員会を設置しない場合は、理事会において役員（理事および監事）を選任します。

役員等の選任において、留意すべき事項は次のとおりです。

ア 役員等の任期は、選任の日から2年間となること。

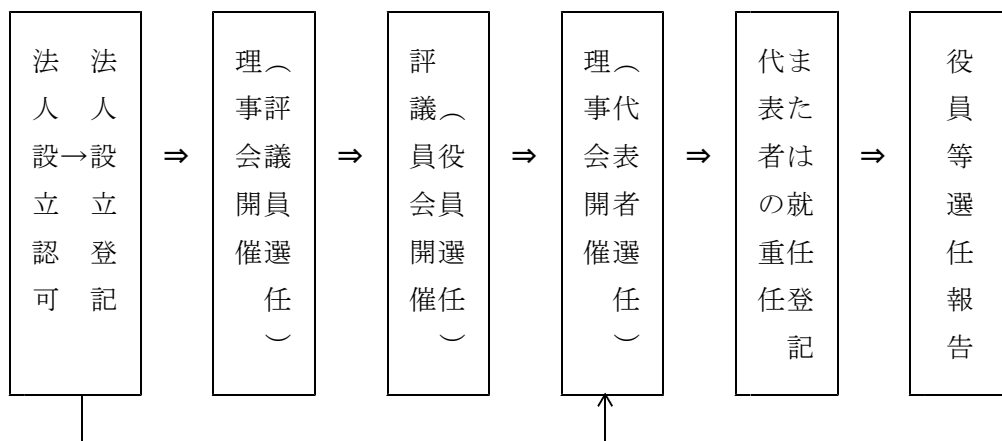
（理事会および評議員会において明確にし、議事録に記載すること。）

イ 任期を明示した委嘱状を役員等に交付すること。

ウ 役員等の就任承諾書および履歴書を徴し、役員名簿とともに保存すること。

役員等の選任結果について、法人設立後1箇月以内に、市長に役員等の就任報告をしてください。

役員等選任報告に至るまで



評議員会を設置しない場合

（理事会で理事と監事を選任し、理事の互選により代表者を選任をすること。）

(2) 報告に必要な書類

ア 提出書類

- ① 役員等選任報告書
- ② 法人の登記事項証明書（重任または就任登記後のものを添付すること。）
- ③ 理事会および評議員会の議事録（評議員会を設置していない場合は、評議員会の議事録は不要）
- ④ 役員等調書

- ⑤ 就任承諾書（全員）
- ⑥ 履歴書（新たに就任した者のみ）
- ⑦ 身分証明書（新たに就任した者のみ）
- ⑧ 印鑑登録証明書（新たに就任した者のみ）

イ 提出部数

正本 1 部

2 財産移転報告

(1) 概 説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません。当該資産は必ずしも認可申請時に所有することを要さず、法人設立後、遅滞なく当該法人に帰属するものと認められれば足りるものです。

このため、社会福祉法人は、設立認可書を受領した日から2週間以内に設立の登記を行い、遅滞なく贈与財産の移転を受け、その移転を終了した後、1箇月以内に、市長に報告しなければなりません。

(2) 報告に必要な書類

ア 提出書類

- ① 財産移転報告書
- ② 財産目録（設立認可申請の添付書類と同一のもの（日付は法人設立年月日））
- ③ 法人の登記事項証明書
- ④ 寄附金領収書（写）（日付は、法人設立年月日以降となる。）
- ⑤ 預金通帳（写）
- ⑥ 預金残高証明書
（⑤および⑥の名義は法人名であること。）
- ⑦ 土地の登記事項証明書（設立時に、土地を譲渡された場合または土地に地上権等権利を設定した場合のみ）

イ 提出部数

正本 1 部

第3節 定款変更認可申請

1 概説

社会福祉法人の定款を変更する場合には、市長の認可を受けなければなりません。認可があって、はじめて効力が生じます（法第43条第1項）。

定款を変更するためには、理事会の議決等、定款で定める手続を経た後、定款変更認可申請書を市長に提出してください。

市長は、申請内容について審査し、内容が適当と認められる場合に認可することとなっています。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、認可後、2週間以内に変更登記をする必要があります。

2 申請の手続

(1) 提出書類

- ア 定款変更認可申請書
- イ 理事会（および評議員会）議事録
- ウ 変更後の定款（全文）
- エ その他必要な書類

（例1）および（例2）を参考にしてください。

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

（例1）法人の所有地に、特別養護老人ホームを整備する場合

<資金計画>

民間補助金、独立行政法人福祉医療機構等借入金および自己資金（一般会計経理区分建設積立金）、借入金の償還財源は一般会計および特別会計

- i 施設整備に係る資金計画書（収入および支出の内訳）
- ii 補助金の決定（または内定）通知（写）
- iii 借入金に係る金銭消費契約書（または内定通知）（写）
 - ・ 償還計画表（償還財源を明示のこと。）
 - ・ 過去3年分の一般会計および特別会計の収支計算書および貸借対照表（償還財源の現実性の確認のため）
- iv 工事前年度の一般会計の収支計算書および貸借対照表（建設積立金の現実性の確認のため）
- v 建築工事費、設計監理費および初度調弁費等の契約書（または見積書）（写）
- vi 当該土地の登記事項証明書
- vii 図面（配置図（既存施設等との位置関係を明示のこと。）、平面図および立面図）
- viii 事業開始年度および次年度の事業計画書および収支予算書
- ix 施設長の就任承諾書および履歴書

(例2) 市有地を有償で借り、当該土地に保育所を移転改築する場合

<資金計画>

国庫支出金(老朽改築)、市補助金、独立行政法人福祉医療機構借入金および寄附金、借入金の償還財源は市債務負担および寄附金

〔注〕基本財産の滅失(取壊し)および増加(新築)であるため、定款変更認可申請となります。

- i 施設整備に係る資金計画書(収入および支出の内訳)
- ii 補助金の決定(または内定)通知(写)
- iii 借入金に係る金銭消費契約書(または内定通知)(写)
 - ・ 償還計画表(償還財源を明示のこと。)
 - ・ 債務負担行為議決書(または抄本)(写)(議決されていない場合は確約書(写))
 - ・ 贈与契約書(写)(身分証明書および印鑑登録証明書を添付)
- iv 資産申立書(所得証明書および預金残高証明書等を添付)(将来にわたる贈与履行の確実性の確認のため)
- v 贈与契約書(写)(身分証明書および印鑑登録証明書を添付)
- vi 資産申立書(所得証明書および預金残高証明書等を添付)(贈与履行の確実性の確認のため)なお、寄附金を受領済みの場合は、領収書(写)で可
- vii 建設工事費、設計監理費および初度調弁費等の契約書(または見積書)(写)
- viii 市有地の登記事項証明書および使用権限を証する書類(市有地貸付契約書(写))
- ix 図面(配置図(既存施設等との位置関係を明示のこと。), 平面図および立面図)

〔注〕借入金の償還財源として寄附金を予定する場合の留意事項

新たな施設を整備する場合は、定款変更認可申請に限らず、設立認可申請および定款変更届についても該当するものであり、以下の点に留意してください。

- ① 書面による贈与契約を縮結し、連帯保証人をたてること。
- ② 寄附者および連帯保証人の所得、営業実績、資産状況等から、その寄附が確実に履行されることが証明されること。
 - ・ 年間寄附額が寄附者の年間所得額の4分の1以内であり、社会通念上、寄附者の生活維持に支障がないと認められること。
 - ・ 完済時において、寄附可能な年齢(おおむね80歳未満)であること。

定款変更認可申請に係る提出書類一覧

(○および△印が必要な書類)

提出書類	変更事項	事業の追加		役員等の定数変更	基本財産の変更			準則に準じた条整	備考	
		設置経営	受託経営		新築改築	減少	削除			
定款変更認可申請書		○	○	○	○	○	○	○		
議事録(写)		○	○	○	○	○	○	○	理事会(および評議員会)	
財産目録		○	○		○	○	○		直近のもの(作成済みのもので最新のもの)	
定 款		○	○	○	○	○	○	○	変更後全文	
添付書類目録		○	○	—	○	○	○		添付書類が少ない場合には省略可	
施設 建設 関係 書類	資金計画書	○	△	—	○	—	—	—	収入、支出毎に区分	
	補助金、助成金の決定(内定)通知(写)	○	△	—	○	—	—	—		
	借入金に係る金銭消費貸借契約書(内定通知)(写)	○	△	—	○	—	—	—	原則として、福祉医療機構等制度融資	
	建設資金等贈与契約書(写)身分証明書、印鑑登録証明書	○	△	—	○	—	—	—	寄附金を予定している場合(受領済の場合は、贈与契約書(写)および領収書(写)で可)	
	資産申立書、所得証明書、預金残高証明書等	○	△	—	○	—	—	—	寄附者の連帯保証人も、同様	
	決算関係書類	○	△	—	○	—	—	—	工事の前年度の収支計算書、貸借対照表等	
	借入金関係	償還計画表	○	△	—	○	—	—	—	各年度の償還額および財源を明記。他の借入金がある場合、法人全体のものも添付
		償還金贈与契約書(写)、身分証明書、印鑑登録証明書	○	△	—	○	—	—	—	償還財源に寄附金を予定している場合寄附者の連帯保証人も、同様
	関係書類	資産申立書、所得証明書、預金残高証明書等	○	△	—	○	—	—	—	寄附者および連帯保証人の所得状況、今後の履行の確実性が確認できるもの
		債務負担行為議決(確約)書(写)	○	△	—	○	—	—	—	市が債務負担する場合
	書類	工事関係契約書(見積書)(写)	○	△	—	○	—	—	—	設計委託費、初度調弁費等も含む。
		不動産売買契約書(写)	○	△	—	○	—	—	—	不動産新規購入予定の場合および借用の場合はこれを証する書類
		預金残高証明書	○	△	—	○	—	—	—	不動産購入予定および現金の増額の場合
		不動産登記事項証明書	○	△	—	○	○	○	—	3箇月以内のもの
建築確認書(写)		○	△	—	○	—	—	—	建築基準法上必要な場合	
図 面	○	○	—	○	○	○	—	付近見取図、配置図、平面図等		
事業計画書および収支予算書		○	○	—	—	—	—	—	事業開始年度および次年度分	
施設長就任承諾書または施設長の資格を証する書類および履歴書		○	○	—	—	—	—	—		
委託契約書(写)		—	○	—	—	—	—	—	委託先を明定したもの	
関係条例(写)		—	○	—	—	—	—	—		
廃止事業に係る財産の処分方法および金銭の使途計画		—	—	—	—	—	○	—		
事業廃止届(許可書)(写)		—	—	—	—	—	○	—		

- 注) 1 その他必要に応じて、追加書類の提出を求められることがあること。
 2 (写)の提出については、原本の証明をすること。
 3 △は施設の設置を伴う受託事業の場合の添付書類であること。
 4 不動産登記事項証明書には当該施設およびその敷地を含むものであること。

第4節 定款変更届

1 概 説

前述のとおり，社会福祉法人の定款を変更する場合には，市長の認可を受けなければなりません，次の変更事項については，市長への届出で足りることとされております。（法第43条第3項）

- ① 基本財産の増加
- ② 事務所所在地の変更
- ③ 公告の方法の変更

以上の事項について，定款を変更する場合には，理事会の議決等定款で定める手続を経た後，速やかに定款変更届を市長に提出してください。

この場合は，法人内部の手続きが終了後，その効力が生じることとなります。

また，当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば，変更原因が生じてから2週以内に変更登記をする必要があります。

2 届出に必要な書類

(1) 提出書類

- ア 定款変更届
- イ 理事会（および評議員会）議事録（写）
- ウ 定款（変更後全文）
- エ 財産目録（直近のもの，作成済みのもので最新のもの）
- オ その他必要な書類

（例1）～（例4）を参考にしてください。

(2) 提出部数

正本1部

（例1）施設建設敷地として，新たに土地を購入し，基本財産に編入した場合

<資金計画>

独立行政法人福祉医療機構借入金および自己資金（一般会計経理区分建設積立金），借入金の償還財源は一般会計および特別会計

- i 土地の購入に係る収支明細書（収入および支出の内訳）
- ii 借入金に係る金銭消費契約書（写）
- iii 償還計画表（償還財源を明示すること。）
- iv 過去2年度分の一般会計および特別会計の収支計算書および貸借対照表（償還財源の确实性の確認のため）
- v 購入前年度の一般会計の収支計算書および貸借対照表（当該積立金の确实性の確認のため）
- vi 土地の売買契約書（写）
- vii 土地の登記事項証明書
- viii 図面

(例2) 施設建物を増築した場合

<資金計画>

民間助成金および自己資金（一般会計経理区分建設積立金）

- i 施設増築に係る収支明細書（収入および支出の内訳）
- ii 民間助成金の決定（または内定）通知（写）
- iii 増築前年度の一般会計の収支計算書および貸借対照表（当該積立金の確実性の確認のため）
- iv 建築工事費および設計監理費等の契約書および領収書（写）
- v 建物の登記事項証明書（増築部分について登記後のもの）
- vi 図面（既存部分と増築部分を明示すること。）

(例3) 社会福祉協議会等において、運用財産である基金を取り崩して、基本財産の現金を増額した場合

- i 前年度の収支計算書および貸借対照表（財務を明示すること。）
- ii 当該財源に係る預金残高証明書または預金通帳（写）

(例4) 住居表示の変更により、事務所所在地を変更した場合

- i 住居表示変更証明書（市町村発行のもの）
- ii 法人の登記事項証明書（事務所所在地について、変更後のもの）

定款変更届に係る提出書類一覧

(○印が必要な書類)

提出書類	変更事項	基本財産の増加			事務所所在地の変更	公 告 方 法 の 変 更	備 考	
		土地	建物	現金				
定款変更届		○	○	○	○	○		
議事録 (写)		○	○	○	○	○	理事会 (および評議員会)	
財産目録		○	○	○	—	—	直近のもの (作成済みのもので、最新のもの)	
定 款		○	○	○	○	○	変更後全文	
添付書類目録		○	○	○	○	—	添付書類が少ない場合には省略可	
収 支 財 源 を 借 入 関 係 証 明 書 類	収支明細書	○	○	—	—	—	収入, 支出毎に区分	
	補助金, 助成金の決定 (内定) 通知 (写)	○	○	—	—	—		
	借入金に係る金銭消費貸借契約書 (内定通知) (写)	○	○	—	—	—	原則として, 独立行政法人福祉医療機構等制度融資	
	贈与契約書および領収書 (写)	○	○	—	—	—	建設資金等	
	決算関係書類	○	○	○	—	—	工事の前年度の収支計算書, 貸借対照表等	
	借 入	償還計画表	○	○	—	—	—	各年度の償還額および財源を明記。他の借入金がある場合, 法人全体のものも添付
	関 係	償還金贈与契約書 (写), 身分証明書, 印鑑登録証明書	○	○	—	—	—	償還財源に寄附金を予定している場合 寄附者の連帯保証人も, 同様
	証 明	資産申立書, 所得証明書, 預金残高証明書等	○	○	—	—	—	寄附者および連帯保証人の所得状況, 今後の履行の確実性が確認できるもの
	書	債務負担行為議決書 (写)	○	○	—	—	—	市が債務負担する場合
	類	工事関係契約書および領収書 (写)	○	○	—	—	—	設計委託費, 初度調弁費等も含む
	不動産売買契約書 (写)	○	○	—	—	—	不動産を購入した場合, 施設の敷地が借用等の場合はこれを証する書類	
	建築確認書 (写)	—	○	—	—	—	建築基準法上必要な場合	
	図 面	○	○	—	—	—	付近見取図, 配置図, 平面図	
	不動産登記事項証明書	○	○	—	—	—	3箇月以内のもの	
	住居表示変更実施に係る証明書	—	—	—	○	—	法人登記事項証明書を添付 移転の場合は, 案内図も添付	
	預金残高証明書	—	—	○	—	—	通帳 (写) 添付	

- 注) 1 その他必要に応じて, 追加書類の提出を求められることがあること。
 2 (写) の提出については, 原本の証明をすること。
 3 不動産登記事項証明書には当該施設およびその敷地を含むものであること。

第5節 基本財産処分承認申請

1 概 説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされ（法第25条）、法人が行う事業と当該事業に必要な資産が法人の成立要件となります。

これらの資産のうち、当該法人が目的とする社会福祉事業と密接不可分の関係にある財産を基本財産とし、その他の財産（運用財産、公益事業用財産および収益事業財産）と会計上区分して扱うとともに、これを定款に明記しなければなりません。

このように、基本財産は法人存立の基礎となる財産であることから、厳重な管理が要請され、これを処分し、または担保に供する場合には、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、市長の承認を受け、はじめて処分または担保に供することができることとされていますので、必ず処分等を行う前に、基本財産処分承認申請書を市長に提出してください。

2 承認を受けるべき事項

承認を受けるべき事項には、基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、運用財産への切替え等が該当します。

なお、上記に該当しても、次の場合は、承認の必要はありません。

- ① 社会福祉施設の改築にあたって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合
- ② 施設の増築を行う場合で、財産処分の内容が境界となる壁の取壊し等にとどまり、建物の基本的な形状に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような場合

3 申請に必要な書類

(1) 提出書類

- ア 基本財産処分承認申請書
- イ 理事会（および評議員会）議事録（写）
- ウ 財産目録（処分前直近のもの：作成済みのもので最新のもの）
- エ その他必要な書類

（例1）～（例3）を参考にしてください。

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

（例1）施設の敷地の一部を道路用地として、市に売却する場合

- i 土地の登記事項証明書および図面（処分物件（部分）を明示のこと。）
- ii 土地の価格評価書（市発行の固定資産評価証明書等）
- iii 売買仮契約書または売買に係る協定書等（写）
- iv 売却代金の使途計画書（具体的に記載のこと。）

(例2) 建物を取り壊す場合

- i 建物の登記事項証明書および図面（処分物件を明示のこと。）
- ii 取壊しに要する経費見積書および財源を証する書類

(例3) 現金を取り崩す場合

- i 預金残高証明書
- ii 取り崩した現金の用途計画書（具体的に記載のこと。）

基本財産処分承認申請に係る提出書類一覧

(○印が必要な書類)

提出書類 \ 区分	不動産の売却等	建物の取り壊し	現金の取り崩し	備考
基本財産処分承認申請書	○	○	○	
議事録（写）	○	○	○	理事会（および評議員会）
財産目録	○	○	○	処分前直近のもの
定款	○	○	○	全文
不動産登記事項証明書	○	○	—	処分物件～3箇月以内のもの
預金残高証明書	—	—	○	基本財産の残高証明書 預金通帳（写）添付
不動産の価格評価書	○	—	—	市町村等発行の評価書等
売買価格等を証する書類	○	—	—	売買（交換）仮契約書等
売却代金等の用途計画書	○	—	○	具体的に記載すること。
図面	○	○	—	配置図，平面図等 （処分物件を色分けすること。）
施設建設（改築）計画書	○	○	—	施設整備を伴う場合に添付

注) 1 その他必要に応じて、追加書類の提出を求められることがあること。

2 (写)の提出については、原本の証明をすること。

4 処分後の手続

基本財産処分承認を受けた後、当該財産を処分した時点で、速やかに定款変更の手続きを行ってください。

第6節 基本財産担保提供承認申請

1 概説

基本財産の担保提供は処分と異なり、定款の変更を伴うものではありませんが、基本財産の経済的価値を減少させるものであり、処分の場合と同様に、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、事前に市長の承認を得ることが必要とされていますので、基本財産担保提

供承認申請書を市長に提出してください。

なお、次の各号に掲げる場合に係る担保提供については、定款に函館市長の承認を必要としない旨を定めていれば承認を得る必要はありません。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

2 担保提供が認められる範囲

承認に当たっては、担保提供の理由がやむを得ないものであり、当該内容が妥当なものなければなりません。

なお、公益事業や収益事業に伴う債務、あるいは、理事長個人や理事長が経営する会社等の債務の担保等、当該法人の本来事業にあてられるものでない場合は、認められません。

また、担保提供には、具体的な必要性がなければなりませんので、根抵当権を設定することは認められません。

3 申請に必要な書類

(1) 提出書類

ア 基本財産担保提供承認申請書

イ 理事会（および評議員会）議事録（写）

ウ 財産目録（申請日直近のもの：作成済みのもので最新のもの）

エ その他必要な書類

次の具体例を参照のこと。

(例) 施設整備資金の借入に当たり、施設の建物およびその敷地を担保に供する場合

<資金計画>

民間補助金、自己資金（一般会計経理区分建設積立金）および民間金融機関からの借入金、借入金の償還財源は寄附金

i 担保に供する不動産の登記事項証明書

ii 施設整備に係る資金計画書（収入および支出の内訳）

iii 補助金の決定（または内定）通知（写）

iv 前年度の一般会計の収支計算書および貸借対照表（当該積立金の現実性の確認のため）

v 建築工事費および設計監理費等の見積書

vi 図面（配置図、平面図および立面図）

vii 借入金に係る金銭消費貸借契約書（または内定通知）（写）

viii 償還計画書

ix 贈与契約書（写）（身分証明書および印鑑登録証明書を添付）

x 資産申立書（所得証明書および預金残高証明書等を添付）（贈与履行の現実性の確認のため）

オ 申請段階で他の負債がある場合は、当該他の負債の償還計画および償還財源を明らかにする書類

(2) 提出部数

正本 1 部， 副本 1 部

基本財産担保提供承認申請に係る提出書類一覧

(○印が必要な書類)

提出書類	変更事項	施設整備および 不動産購入 資金の借入	運営(運 転)資金 の借入	担 保 物 件 の 変 更	備 考
基本財産担保提供承認申請書		○	○	○	
議事録(写)		○	○	○	理事会(および評議員会)
財産目録		○	○	○	直近のもの(作成済みのもので最新のもの)
定 款		○	○	○	全 文
担保に供する不動産の登記事項証明書		○	○	○	
添付書類目録		○	○		添付書類が少ない場合には省略可
資 金 計 画 を 証 明 す る 書 類	資金計画書	○	○	左 の 2 列 に 準 じ る こ と	収入、支出毎に区分
	補助金、助成金の決定(内定)通知(写)	○	-		
	借入金に係る金銭消費貸借契約書(内定通知)(写)	○	-		原則として、独立行政法人福祉医療機構等制度融資
	贈与契約書(および領収書)(写)、身分証明書、印鑑登録証明書	○	-		寄附金を予定している場合 寄附者の連帯保証人も、同様
	資産申立書、所得証明書、預金残高証明書等	○	-		寄附者および連帯保証人の所得状況、今後の履行の確実性が確認できるもの
	一般会計等決算関係書類	○	○		工事等の前年度の収支計算書、貸借対照表等
	借 償還計画表	○	○		各年度の償還額および財源を明記。他の借入金がある場合、法人全体のものも添付
	入 償還金贈与契約書(写)、身分証明書等	○	○		償還財源に寄附金を予定している場合 寄附者の連帯保証人も、同様
	金 資産申立書、所得証明書、預金残高証明書等	○	○		寄附者および連帯保証人の所得状況、今後の履行の確実性が確認できるもの
	関 債務負担行為確約書(議決書)(写)	○	○		市が債務負担する場合
係 工事関係契約書(契約書)(写)	○	-	設計委託費、初度調弁費等も含む。		
	不動産売買契約書(写)	○	-		不動産の売買を予定している場合のみ
図 面		○	○		配置図、平面図等(担保物件を色分けすること。)

- 注) 1 その他必要に応じて、追加書類の提出を求められることがあること。
2 (写)の提出については、原本の証明をすること。

第7節 理事長変更届

1 概 説

理事長（法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。）は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、所轄庁としても、理事長の現状について把握する必要があるため、理事長が交替したときは、交替後、1箇月以内に、市長に届出してください。

なお、「届出」ですので、組合等登記令に基づく変更登記は、届出以前に行ってください。

また、法人の代表者が複数選任されている場合は、各々について交代した場合に、届出が必要です。

2 届出に必要な書類

(1) 提出書類

ア 理事長変更届

イ 新理事長の選任に関する理事会（および評議員会）議事録（写）

ウ 法人登記事項証明書（新理事長に関して登記済みのもの）

エ 新理事長の履歴書

オ 新理事長の身分証明書等（成年被後見人または被保佐人でない旨を確認できるもので、本籍地の市（区）役所または町村役場で交付するもの）

カ 施設整備などに際して借入金があり、かつ前理事長がその償還財源の全部もしくは一部を贈与することとなっている場合は、当該償還財源の確保の方法について明らかにする書類（理事会等において十分協議され、この点に関しても、議事録上、明確となっている）

(2) 提出部数

正本1部

第8節 不動産使用証明願

1 概 説

不動産の登記を行う場合には、登録免許税法（以下「税法」という。）に基づき、登録免許税を納付する必要がありますが、社会福祉法人が、その事業の用に供するため取得した不動産の登記であって、次の要件に該当する場合は、免除の特例措置があります（税法第4条第2項）。

- ① 法人が自己のために受ける登記であること。
- ② 法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物または土地であること。

この特例措置の適用を受けるためには、市長の証明が必要となりますので（税法施行規則第3条）、不動産使用証明願を市長に提出してください。

[質疑 14]

Q－法人が自己のため受ける登記とは、どのような登記ですか。

A－法人が、不動産を取得し、または施設を建設したことに伴う所有権の取得登記あるいは貸与を受けた不動産に係る地上権、賃借権等の設定登記があります。

[質疑 15]

Q－「社会福祉事業の用に供する建物または土地」には、「地域交流ホーム」、「職員住宅」、「車庫」、「倉庫」等は該当となりますか。

A－1 「地域交流ホーム」は、社会福祉施設の入所者と地域住民等との交流を目的とした施設ですから、通常、施設の一部と解することができます。

A－2 「職員住宅」については、施設の近くに所在し、施設職員のみが利用する場合に限り施設の一部と解することができます。

A－3 「車庫」および「倉庫」については、施設運営と密接に関連している場合に限り施設の一部と解することができます。

※ 一般的には、上記のように考えられますが、最終的には、税務署が判断します。

ただし、不動産使用証明を受けることにより、当該土地および建物は基本財産に編入しなければならないため、「職員住宅」、「車庫」および「倉庫」について証明を行う場合は、慎重に取り扱うこととしております。

なお、公益事業および収益事業の用に供する不動産については、第一種あるいは第二種社会福祉事業の用に供する不動産に該当しないので、証明することはできません。

2 証明を受けるために必要な書類

(1) 提出書類

ア 不動産使用証明願

イ 登記事項証明書（不動産取得の場合は，所有権取得登記前のもの。建物建設の場合は，表示登記済みのもの）

ウ 理事会（および評議員会）議事録（写）

エ その他証明に必要な資料等（不動産の地上権，貸借権等の設定登記に係る場合は当該不動産に地上権，貸借権等を設定することが明らかな書類（契約書等））

※ 不動産の所有権の保存または移転登記に係る場合にあっては，登記後速やかに基本財産に編入し，定款変更届または定款変更認可申請をすることが，理事会等の議事録（およびその他関係書類）により明らかになっていることが必要です。

(2) 提出部数

正本 1 部

3 証明を受けた後の手続

不動産使用証明を受けて所有権の保存登記等を行った後，1 箇月以内に当該不動産を基本財産に編入するため，定款変更認可申請書または定款変更届を市長に提出してください。

第3章 社会福祉法人の解散と合併

第1節 概説

解散および合併は、社会福祉法人の消滅事由です。

解散とは、法人がその積極的活動を停止し、残務処理（清算）の過程に入り、清算法人となることです。

合併とは、2以上の法人が契約により1法人に合同することです。

合併には、合併の主体たる法人の全部が解散し、同時に合併により設立される新法人が事業および財産を包括的に承継する新設合併と、合併の主体たる法人の一つが存続して、合併により解散する他の法人の事業および財産を吸収する吸収合併の二種類があります。

なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、一般社団法人または一般財団法人、他の特別法人と合併することは認められません。

第2節 解散

1 解散の事由

社会福祉法人は、次のいずれかの事由により解散します（法第46条第1項）。

- (1) 理事の3分の2以上の同意および定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- (2) 定款に定めた解散事由の発生
- (3) 目的たる事業の成功の不能
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁の解散命令

なお、「成功の不能」は、社会福祉法人の目的としている社会福祉事業の経営が客観的に不可能となった場合ですが、「不能」には「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。

また、所轄庁は、社会福祉法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、または正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます（法第56条第4項）。

2 解散の手続

(1) 解散の認可または認定

上記の解散事由のうち、(1) 理事の3分の2以上の同意、評議員会の議決による場合は、市長の認可が、(3) 目的たる事業の成功の不能による場合は、市長の認定がなければ、それぞれ効力は生じません。

なお、認可と認定という用語の使い分けをしているのは、理事等の自由意思を中心とする(1)の解散事由と、事業の不成功という客観的事実が当該法人の存続を不能とするものかどうかの程度の認定が基となる(3)とでは、解散事由の適否に関する審査に質的、量的

差異があるからです。

また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は不要です。

(2) 解散の認可または認定の申請手続

社会福祉法人が解散の認可または認定を受けようとする場合は、必要書類を所轄庁に提出してください。

ア 提出書類

- ① 解散認可（認定）申請書
- ② 理由書
- ③ 法第46条第1項第1号または定款に定める手続（理事総数の3分の2以上の同意等）を経たことを証明する書類
- ④ 財産目録および貸借対照表
- ⑤ 残余財産の処分方法
- ⑥ 負債ある場合は、この負債を証明する書類

イ 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 届出すべき場合

定款に定めた解散事由の発生、または破産による解散の場合には、清算人は遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。

これは、前者の場合には法人設立認可の際に定款で定めた解散事由の妥当性が認められており、これらの事由の発生によって当然に法人が解散して清算法人に移行するものであることから、そこに所轄庁の認可の余地は全く存在しないので、届出だけをもって足りるとされております。

(4) 解散の登記

上記の手続を済ませて法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、清算人が解散の登記をしなければなりません。解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因および解散年月日を記載してください。

なお、破産による解散の場合は、裁判所が解散の登記を嘱託することとなります。

また、合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人または新設法人の代表すべき者が、合併後の存続法人または新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

第3節 清算

解散の必然的結果として、当該社会福祉法人はその本来の活動を停止し、残務処理（清算）の過程に入ることとなります。

この清算目的のみにその活動を限定された法人が清算法人であり、その機関が清算人です。

清算人は、清算法人において、いわゆる理事の地位に立つ機関であって清算の目的の範囲内において法人を代表し、清算事務を執行します。

なお、例外として、合併と破産による解散の場合があり、前者の場合には消滅する社会福祉法人の債権、債務はそのまま合併後設立される法人に引き継がれるので清算の必要はありませんが、後者の場合には、破産法に従い、破産手続が進められます。

清算の手続

- (1) 解散の登記および届出
- (2) 現務の結了
- (3) 債権の取立および債務の弁済
- (4) 残余財産の引渡
- (5) 清算結了の登記
- (6) 清算結了の届出

第4節 合併

1 合併の手続

合併認可申請書は、理事総数の3分の2以上の同意および定款でさらに評議員の議決を要するものと定められている場合にはその議決を経た上で、必要書類を所轄庁に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 合併認可申請書
- イ 理由書
- ウ 合併する法人について法第49条第1項の手続（理事の3分の2以上の同意等）または定款に定める手続を経たことを証明する書類
- エ 合併後存続する法人または合併により設立する法人の定款
- オ 合併する各法人に係る次の書類
 - ① 財産目録および貸借対照表
 - ② 合併する各法人に負債があるときは、その負債を証明する書類
- カ 合併後存続する法人または合併により設立する法人に係る次の書類
 - ① 財産目録
 - ② 合併の日の属する会計年度および次の会計年度における事業計画書および収支予算書
 - ③ 役員となるべき者の履歴書および就任承諾書（合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く。）
 - ④ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係または三親等以内の親族関係がある者がいるときは、氏名および続柄
- キ 法第52条の場合（新設合併）においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類

(2) 提出部数

2 合併の時期

社会福祉法人の合併は，合併後存続する社会福祉法人または合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記することにより，その効力を生じます。

合併の登記には，合併後存続する社会福祉法人について変更の登記を行う場合（吸収合併）と合併によって設立する社会福祉法人について設立の登記を行う場合（設立合併）があります。

なお，この際，合併後の存続法人（吸収合併の場合）または新設法人（設立合併の場合）を代表すべき者が，合併の登記の申請と同時に，合併により消滅する法人の解散の登記の申請をしなければなりません。

3 合併の効果

合併後の存続法人または新設法人は合併により消滅した法人の一切の権利義務を承継します（法第 5 3 条）。

○解散事務の流れ

解散事由（法第46条）	市長への申請等	登記義務者	手	続
(1) 理事の3分の2以上の同意 および議決の議決	認可 (法第46条第2項)	清算人	清算人の氏名および住所の所轄庁への届出 (法第46条の7)	→ 現務の終了(法第46条の8第1項第1号) → 債権の取立および債務の弁済 (法第46条の8第1項第1号) → 残余財産の引渡し(法第46条の8第1項第3号) → 清算終了の登記(組合等登記令第10条) → 清算終了の届出(法第47条の3) → 法人格消滅(届出と同時に)
(2) 定款に定められた解散事由の発生(社会福祉施設等客観的に要する。)	届出 (法第46条第3項)	清算人	清算人の氏名および住所の所轄庁への届出 (法第46条の7)	→ 現務の終了(法第46条の8第1項第1号) → 債権の取立および債務の弁済 (法第46条の8第1項第1号) → 残余財産の引渡し(法第46条の8第1項第3号) → 清算終了の登記(組合等登記令第10条) → 清算終了の届出(法第47条の3) → 法人格消滅(届出と同時に)
(3) 目的たる事業の成功の不能	認定 (法第46条第2項)	清算人	清算人の氏名および住所の所轄庁への届出 (法第46条の7)	→ 現務の終了(法第46条の8第1項第1号) → 債権の取立および債務の弁済 (法第46条の8第1項第1号) → 残余財産の引渡し(法第46条の8第1項第3号) → 清算終了の登記(組合等登記令第10条) → 清算終了の届出(法第47条の3) → 法人格消滅(届出と同時に)
(4) 合併	解散についての申請は不要 ※合併の認可	合併後の存続法人または新設代表者	合併契約 → 合併申請 → 合併認可 → 解散の登記および → 法人格消滅	
(5) 破産手続開始の決定	届出 (法第46条第3項)	裁判所 (破産法第257条)	破産宣告 → 破産管理および → 破産債権の → 破産債権の → 配当 → 破産終結の決定	
(6) 所轄庁の解散命令	-		清算人の氏名および住所の届出 → 現務の終了 → 債権の取立および債務の弁済 → 残余財産の引渡し → 清算終了の登記 → 清算終了の届出 → 法人格消滅	

社会福祉法人の設立および運営に関する法令，通知集

法令，通知	根拠
<p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）は社会福祉事業の主たる担い手として，法第24条に規定する経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか，必要に応じ公益事業または収益事業を行うことができるが，各事業は次のようなものでなければならないこと。</p> <p>なお，法人は，法第4条の趣旨を踏まえ，地域福祉の推進に努める使命を有することから，その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において，地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか，低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）を積極的に実施することが求められるものであること。</p>	<p>審査基準第1</p>
<p>1 社会福祉事業</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(2) 社会福祉事業の経営は，法第3条，第4条および第5条の趣旨を尊重し，法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は，法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p> <p>(4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を，収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。</p> <p>(5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」は，社会情勢等の変化に伴い必要性が薄らいでいるので，新規に行うことは抑制を図るものであること。</p> <p>また，既にこの事業を行っている法人についても，当該事業の規模を拡充することは，地域の実情等を踏まえ，基本的に抑制を図るものであること。</p> <p>なお，当該法人にあっては，平成13年7月23日社援発第1276号社会援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に定める基準を厳格に遵守すること。また，この基準を遵守することが困難である場合には，医療法人等への切換えを検討すること。</p> <p>(6) 第二種社会福祉事業である，相談に応ずる事業のみをもって法人を設立することは，公的相談機関の整備充実の状況等を考慮しつつ，財政基盤，事業従事者の資質，事業実績等を十分検討し，慎重に取り扱うものであること。</p> <p>(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人を設立することは，社会福祉協議会制度の趣旨および普及の状況等から，慎重に取り扱うものであること。</p> <p>(8) 市町村社会福祉協議会が法人となる場合には，次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）</p> <p>(ア) 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。</p> <p>(イ) 独立した事務所を有すること。この場合においては，原則とし</p>	<p>審査基準第1-1-(1)</p> <p>審査基準第1-1-(2)</p> <p>審査基準第1-1-(3)</p> <p>審査基準第1-1-(4)</p> <p>審査基準第1-1-(5)</p> <p>審査基準第1-1-(6)</p> <p>審査基準第1-1-(7)</p> <p>審査要領第1-1-(1)</p> <p>審査要領第1-1-(1)-ア</p> <p>審査要領第1-1-(1)-イ</p>

て単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。	
(ウ) 事業規模に応じた資産を有すること。	審査要領第1-1-(1)-ウ
(エ) 当該市町村の区域内において、社会福祉事業または更生保護事業を営営するものの全部が参加することを原則とすること。	審査要領第1-1-(1)-エ
(オ) 当該市町村の区域内において社会福祉を目的とする事業を営営する者および社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。	審査要領第1-1-(1)-オ
(カ) 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。	審査要領第1-1-(1)-カ
イ 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）	
(ア) 二以上の市町村を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。	審査要領第1-1-(2)-ア
(イ) 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村の区域内において社会福祉事業または更生保護事業を営営する者の過半数が参加していること。	審査要領第1-1-(2)-イ
(ウ) (ア)および(イ)に定めるもののほか、アに掲げる各要件を満たすこと。この場合において、ア(エ)および(オ)を適用するに当たっては、「当該市町村」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村」と読み替えるものとする。	審査要領第1-1-(2)-ウ
(9) 社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業および社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の営営や、市町村等が設置した入所施設の受託営営を行っても差し支えないこと。	審査要領第1-1-(3)
(10) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の営営を委託された場合にも、その施設を営営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。	審査要領第1-1-(4)
2 公益事業	
(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。	審査基準第1-2-(1)
(2) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。	審査基準第1-2-(3)
(3) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。	審査基準第1-2-(4)
(4) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。	審査基準第1-2-(5)
(5) 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てること。	審査基準第1-2-(6)
(6) 次のような事業は公益事業であること。（社会福祉事業に該当するものを除く。）	
ア 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を営営する事業	審査要領第1-2-(4)

イ 公益的事業を行う団体に事務所，集会所等として無償または実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 なお，営利事業を行う者に対して，無償または実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また，このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は，収益事業となるものであること。	審査要領第 1-2-(5)
ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業，地域密着型サービス事業，介護予防サービス事業，居宅介護支援事業，介護予防支援事業，介護老人保健施設を経営する事業もしくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業または老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお，居宅介護支援事業等を，特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には，定款上，公益事業として記載しなくても差し支えないこと。	審査要領第 1-2-(2)
エ 有料老人ホームを経営する事業	審査要領第 1-2-(3)
オ 必要な者に対し，相談，情報提供・助言，行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業	審査基準第 2-2-(2)-ア
カ 必要な者に対し，入浴，排せつ，食事，外出時の移動，コミュニケーション，スポーツ・文化的活動，就労，住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業	審査基準第 2-2-(2)-イ
キ 入浴等の支援が必要な者，独力では住居の確保が困難な者等に対し，住居を提供または確保する事業	審査基準第 2-2-(2)-ウ
ク 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減または悪化の防止に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-エ
ケ 入所施設からの退院・退所を支援する事業	審査基準第 2-2-(2)-オ
コ 子育て支援に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-カ
サ 福祉用具その他の用具または機器および住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-キ
シ ボランティアの育成に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-ク
ス 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）	審査基準第 2-2-(2)-ケ
セ 社会福祉に関する調査研究等	審査基準第 2-2-(2)-コ
3 収益事業	
(1) 法人が行う社会福祉事業または公益事業（政令第 4 条に掲げるものに限る。）の財源に充てるため，一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって，社会通念上事業と認められる程度のものであること。 したがって，次のような場合はこれに該当しないので，結果的に収益を生ずる場合であっても，収益事業として定款に記載する必要はないこと。	審査基準第 1-3-(1)
ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて，当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 例えば，会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等	審査要領第 1-3-(1)-ア
イ たまたま，適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合	審査要領第 1-3-(1)-イ

- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため、売店を経営する場合 審査要領第1-3-(1)-ウ
- (2) 事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものまたは投機的なものは、適当でないこと。したがって、次のような事業は、法人が行うことはできないこと。 審査基準第1-3-(2)
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業および風俗関連営業 審査要領第1-3-(2)-ア
- イ 高利な融資事業 審査要領第1-3-(2)-イ
- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 審査要領第1-3-(2)-ウ
- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。 審査基準第1-3-(2)
- (4) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業または公益事業（政令第4条に掲げるものに限る。）の経営に充当すること。 審査基準第1-3-(3)
- (5) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。したがって、次のような場合は、認められないこと。 審査基準第1-3-(4)
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 審査要領第1-3-(3)-ア
- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合 審査要領第1-3-(3)-イ
- (6) (2)および(5)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。 審査要領第1-3-(4)
- なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸しビル、駐車場の経営、公共施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。
- (7) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。 審査基準第1-3-(5)
- (8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(4)は適用されないものであること。 審査基準第1-3-(6)

第2 法人の資産

1 資産の所有等

- (1) 原則 審査基準第2-1-(1)
- 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、または国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていること。
- なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国もしくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。
- (2) 特例 審査基準第2-1-(2)
- 次の施設を設置する場合は、(1)にかかわらず、国の関係通知に定

めるところにより取り扱うことができるものとする。	
ア 特別養護老人ホーム	審査基準第2-1-(2)-ア
イ 小規模障害者通所授産施設	審査基準第2-1-(2)-イ
ウ 身体障害者福祉ホーム（既設法人に限る。）	審査基準第2-1-(2)-ウ
エ 通所施設（既設法人に限る。）	審査基準第2-1-(2)-エ
オ 保育所を設置する場合（既設法人以外に限る。）	審査基準第2-1-(2)-オ
カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」または「サテライト型障害者施設」を設置する場合	審査基準第2-1-(2)-カ
(3) 社会福祉施設を経営しない法人が国または地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。	審査要領第2-(6)
(4) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。 また、当該法人の理事長または当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。	審査要領第2-(7)
(5) 法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附金が履行されないと法人運営に著しく支障を来すことから、書面による贈与契約を締結すること。 なお、書面による贈与契約については、契約書の写しならびに寄附予定者の印鑑登録証明書等を添付すること。 また、寄附予定者の所得能力、営業成績、資産状況等については、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書等により明らかにすること。	審査要領第2-(1)
(6) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源およびその他必要とされる経費について、寄附金を予定している場合も(5)と同様であること。 また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。	審査要領第2-(1)-ア 審査要領第2-(1)-イ 審査要領第2-(2)
2 資産の区分	
法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）および収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。	審査基準第2-2
(1) 基本財産	
ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、または担保に供する場合には、市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。 ただし、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、市長の基本財産処分の承認は必要でないこと。	審査基準第2-2-(1)-ア 審査要領第2-(5)
イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設	審査基準第2-2-(1)-イ 審査要領第2-(4)

の最低基準により定められた設備の敷地)は、基本財産としなければならないこと。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国または地方公共団体から貸与または使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円(平成13年1月4日以降に新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券または不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会および共同募金会を除く。)は、一般に、設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

審査基準第2-2-(1)-ウ

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして市長が認める額の資産とすることができること。

エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業または精神障害者居宅介護等事業(以下「居宅介護等事業」と総称する。)および認知症対応型老人共同生活援助事業、知的障害者地域生活援助事業または精神障害者地域生活援助事業(以下「地域・共同生活援助事業」という。)ならびに介助犬訓練事業または聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができること。

審査基準第2-2-(1)-エ、
オ、カ

オ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)および共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。

審査基準第2-2-(1)-キ

ただし、市町村社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

カ イ、ウ、エおよびオ以外の財産であっても法人が重要と認める財産は、基本財産として差し支えないこと。

審査基準第2-2-(1)-ク

(2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

審査基準第2-2-(2)-ア

イ 運用財産の処分に当たっては、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

審査基準第2-2-(2)-イ

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、運用財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していなければならないこと。

審査要領第2-(3)

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)上の身体障害者居宅生活支援事業もしくは身体障害者更生施設、身体障害者療護施設もしくは身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)を営む事業、知的障害者福祉法(昭和35

年法律第37号)上の知的障害者居宅生活支援事業もしくは知的障害者更生施設,知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)もしくは知的障害者通勤寮を経営する事業または児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童居宅生活支援事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては,12分の2以上に相当する現金,普通預金または当座預金等を有していることが望ましいこと。

(3) 公益事業用財産および収益事業用財産

審査基準第2-2-(3)

公益事業および収益事業の用に供する財産は,他の財産と明確に区分して管理すること。ただし,事業規模が小さい公益事業については,当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては,社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は,安全,確実な方法,すなわち元本が確実に回収できるほか,固定資産としての常識的な運用益が得られ,または利用価値を生ずる方法で行う必要があり,次のような財産または方法で管理運用することは,原則として適当ではないこと。

審査基準第2-3-(1)

ア 価格の変動が著しい財産(株式,株式投資信託,金,外貨建債券等)

イ 客観的評価が困難な財産(美術品,骨董品等)

ウ 減価する財産(建築物,建造物等減価償却資産)

エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(運用財産,公益事業用財産,収益事業用財産)の管理運用にあたっては,安全,確実な方法で行うことが望ましいこと。

審査基準第2-3-(2)

なお,株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用は認められるが,この場合においては,別紙定款準則第15条第3項に準じて,定款に規定のうえ,株式に換えて保管することを理事会で議決しなければならないこと。

また,子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり,株式の取得は,公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産(基本財産,基本財産以外の財産双方)については,価値の変動の激しい財産,客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産または過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

審査基準第2-3-(3)

(4) 法人が株式を保有できるのは,原則として,以下の場合に限られること。

ア (2)に定める基本財産以外の資産の管理運用を行う場合。

審査要領第2-(8)-ア

また,あくまで管理運用であることを明確にするため,上場株や店頭公開株のように,証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限られること。

イ 基本財産として寄附された場合。これは,設立時に限らず,設立後に寄附されたものも含む。

審査要領第2-(8)-イ

また,この場合には,寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営

審査要領第2-(9)

利企業の関係者との関係，基本財産の構成，株式等の寄附の目的は，社会福祉法人としての適切な活動等に影響を与えるものではないこと。

ウ ア，イの場合については，株式の保有等は認められるが，その場合であっても，当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように，その保有の割合は，2分の1を超えてはならないこと。

審査要領第2-(10)

また，当該営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については，法第59条の規定による現況報告書と合わせて，当該営利企業の概要として，事業年度末現在の次の事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

審査要領第2-(11)

(ア) 名称

(イ) 事務所の所在地

(ウ) 資本金等

(エ) 事業内容

(オ) 役員の数および代表者の氏名

(カ) 従業員の数

(キ) 当該社会福祉法人が保有する株式等の数および全株式等に占める割合

(ク) 保有する理由

(ケ) 当該株式等の入手日

(コ) 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事，取引等）

4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には，その帰属者は法人に限ること。

審査基準第2-4

なお，定款で帰属者を定めない場合は，残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは，法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので，差し控えること。

審査基準第3-1-(1)

ただし，地方公共団体が設置した施設を受託経営する法人および社会福祉事業団にあつては，この限りではないこと。

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」
(昭和46年7月16日社庶第121号)第1-5-(1)，(2)，第2-3

なお，社会福祉協議会にあつては，役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が，その役員となっても差し支えないこと。

審査基準第3-1-(1)

(2) 実際に法人運営に参画できない者を，役員として名目的に選任することは，適当でないこと。

審査基準第3-1-(2)

(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が，慣例的に理事長に就任したり，役員として参加したりすることは，適当でないこと。

審査基準第3-1-(3)

(4) 役員任期は，法第36条第2項により，2年を超えることはできないこと。

審査基準第3-6-(3)

また，任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが，定款

において役員任期を2年未満と定めた場合には、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、任期当初から2年までの間、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

- (5) 役員選任は、理事会において行うこと。
 なお、評議員会を設ける場合は、役員選任は評議員会において行うことが適当であること。
 (6) 役員に欠員が生じた場合は、法人運営上支障が生じるので、速やかに補充を行うこと。

定款準則第7条

審査基準第3-4-(3)

審査基準第3-6-(2)

2 理事および理事会

- (1) 理事は、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
 また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

審査基準第3-2-(1)

- (2) 理事長およびそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化および内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。

審査基準第3-2-(2)

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。

- (3) 理事の定数は6人以上の確定数とすること。

審査基準第3-2-(3)

審査基準第3-6-(1)

- (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者を、次の制限数を超えて選任しないこと。

審査基準第3-2-(4)

定款準則第5条備考(2)

(理事定数)	(制限する親族等の人数)
--------	--------------

6名～9名	1名
-------	----

10名～12名	2名
---------	----

13名～	3名
------	----

- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の3分の1を超えて選任しないこと。

審査基準第3-2-(5)

- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者を加えること。

審査基準第3-2-(6)

ア 「社会福祉事業について学識経験を有する者」とは、次のような者であること。

(ア) 社会福祉に関する教育を行う者

審査要領第3-(1)-ア

(イ) 社会福祉に関する研究を行う者

審査要領第3-(1)-イ

(ウ) 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

審査要領第3-(1)-ウ

(エ) 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

審査要領第3-(1)-エ

イ 「地域の福祉関係者」とは、次のような者であること。

(ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

審査要領第3-(2)-ア

(イ) 民生委員・児童委員

審査要領第3-(2)-イ

(ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

審査要領第3-(2)-ウ

(エ) 医師，保健師，看護師等保健医療関係者	審査要領第3-(2)-エ
(オ) 自治会，町内会，婦人会および商店会等の役員	審査要領第3-(2)-オ
(カ) その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者	審査要領第3-(2)-オ
(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては，施設経営の実態を法人運営に反映させるため，原則として1人以上の施設長等が理事として参加すること。 ただし，評議員会を設置していない法人にあっては，施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。 なお，理事として1人以上参加することとされている施設長等は，施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば，必ずしも施設長または施設の職員に限られるものではないこと。	審査基準第3-2-(7)
(8) 社会福祉協議会は，地域福祉の推進役として，社会福祉事業経営者ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから，当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	審査基準第3-2-(8)
(9) 理事会を委任状出席で行うことは，適当でないこと。 なお，理事会に出席できない理事について，書面による表決を認めるときは，この旨を定款上規定する必要があること。ただし，理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がいることは適当でないこと。	定款準則第9条備考(2)，(3)
(10) 理事会以外の機関をもって，議決機関とすることはできないこと。	法第39条 定款準則第9条第1項
3 監事	
(1) 監事は，当該法人の理事，評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。	審査基準第3-3-(1)
(2) 監事の定数は，2名以上の確定数とすること。	審査基準第3-6-(1) 定款準則第5条備考(1)
(3) 監事のうち1人は，法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。 また，監事が監査を行った場合には，監査報告書を作成の上，理事会および評議員会に報告し，法人において保存すること。	審査基準第3-3-(2)
(4) 監事のうち1人は，社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。	審査基準第3-3-(3)
(5) (4)の地域の福祉関係者には，第3-2-(6)-イ-オおよび(カ)の者は含まれないこと。ただし，平成19年4月1日時点において，現に第3-2-(6)-イ-オおよび(カ)の要件で監事に就任している者は，任期終了まではなお従前の例によることとする。また，平成20年3月31日までに任期終了する者については，他に適任者がいない場合は，一回に限り再任することができること。	審査要領第3-(2)
(6) 監事は，他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。	審査基準第3-3-(4)
(7) 監事は，当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	審査基準第3-3-(5)

(8) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。 審査基準第3-5-(1)

(9) 監事は、理事の業務執行の状況または法人の財産の状況について監査した結果、不整な点があることを発見したときは、これを理事会および評議員会に報告するとともに、市長に報告すること。 法第40条第3号

4 評議員および評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 審査基準第3-4-(1)

① 都道府県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

なお、「介護保険事業」とは、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等の事業、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業および同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業であること。 審査要領第3-(4)

(2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要であること。 審査基準第3-4-(2)

なお、「理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要である」とは評議員会の諮問機関としての位置付けを明確にしたものであること。 審査要領第3-(5)

また、事前に意見を聴くことを不要とする一定の場合とは、必ずしも災害時に限られるものではなく、緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合であり、この場合は事後に意見を聴くことで差し支えないこと。

(3) 評議員会を設ける場合にあっては、評議員の定数は、法第42条第2項により理事の定数の2倍を超える確定数とすること。 定款準則第12条備考1（評議員会）の条備考(2)

(4) 評議員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。 定款準則第12条備考1（評議員の資格等）の条第1項

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の3分の1を超えて選任しないこと。 審査基準第3-4-(4)

(6) 各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じ2(4)の制限数を超えて選任しないこと。 定款準則第12条備考1（評議員の資格等）の条備考

(7) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。 審査基準第3-4-(5)

- (8) 社会福祉協議会にあっては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

審査基準第3-4-(6)

5 その他

- (1) 施設長は、法令等に定める資格を有し、施設を適正に管理、運営できる能力を有する者であること。

「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和47年5月17日社庶第83号）

- (2) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

審査基準第3-6-(4)

- (3) 法人の業務および財務等に関する情報については、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供するとともに、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に開示すること。

審査基準第3-5-(2)

また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいこと。

- (4) 法人は、法第82条に基づきその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情を適切に解決するように努めなければならないこと。また、苦情の解決を図るため、関係指針等に基づき、苦情解決体制の整備を図ること。

法第82条

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け社会・援護局長等連名通知）

- (5) 勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。

審査要領第3-(6)

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

- (1) 主たる事務所が函館市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業（公益事業および収益事業も含む。）を函館市の区域内のみで行う場合の所轄庁は、函館市長となること。

法第30条第1項第2号

- (2) 主たる事務所が函館市以外の中核市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が当該中核市の区域を越えないものは、当該中核市の長となること。

法第30条第1項第2号

- (3) 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該指定都市の区域を越えないものおよび法第109条第2項に規定する地区協議会である社会福祉法人の所轄庁は、指定都市の長となること。

法第30条第1項第1号

- (4) 社会福祉法人が、その事業を北海道の区域内のみで行う場合の所轄庁は、北海道知事となること。（指定都市または中核市の長が所轄庁となる場合を除く。）

法第30条第1項

- (5) 北海道知事が所轄庁となる法人認可等の事務は、法人の活動が1総

社会福祉法人の設立及び運

合振興局および振興局の区域を越えないものは北海道の当該総合振興局および振興局が所管となり、これ以外のものは北海道の保健福祉部が所管となること。

管に関する要綱（昭和62年4月1日付け民総第1号北海道生活福祉部長通知）第5-1-(2)

(6) 社会福祉法人が、2以上の都道府県において事業を行う場合の所轄庁は、厚生労働大臣となること。ただし、その場合においても、一の地方厚生局の管轄区域内に収まる場合には、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となる。

省令第13条

2 認可申請の手続

(1) 定款変更認可および社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分または担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を受けること。

審査基準第5-(2)

(2) 補助金を受けて社会福祉施設を設置する法人の設立は、当該補助金の交付が確実にされた後でなければ認められないこと。

審査基準第4-3-(1)

また、当該施設の認可または設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

(3) 設立代表者または法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合は、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

審査基準第4-3-(2)

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を弾力的に行うこと。

審査基準第5-(4)

第5 その他

省令第9条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出すること。

審査基準第5-(5)

- 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 政令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- 省令：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- 審査基準：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙1
- 定款準則：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙2
- 審査要領：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局企画課長等連名通知）別紙

社会福祉法人定款準則

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 身体障害者療護施設の経営
- (ハ) 知的障害者更生施設の経営
- (ニ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 精神障害者授産施設の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 相談支援事業の経営
- (ト) 移動支援事業の経営
- (チ) 地域活動支援センターの経営
- (リ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉

協議会に限る。)

- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業の経営
- (8) 身体障害者福祉センターの経営
- (9) 福祉サービス利用援助事業
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
- (11) 相談支援事業の経営
- (12) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあつては、次の例にならつて記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 地域福祉権利擁護事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 相談支援事業の経営
- (14) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もつて地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名

(2) 監事 ○○名

- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち○名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

- (1) 理事の定数は、六名以上とすること。
監事の定数は、二名以上とすること。
- (2) 第四項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
六名～九名	一名
一〇名～一二名	二名
一三名～	三名
- (3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。
- (4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。
- (5) 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にすること。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員任期を2年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後2年までの間に限り、引き続き前役員がその職務を行うことができること。

(役員選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

(役員報酬等)

第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
- イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
- ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要

であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注2）当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注1）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注2）当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注1）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

（注2）当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

- ⑪ 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

- (2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

- (3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- (4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

- (5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

（理事長の職務の代理）

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事

会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(備考) 評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとすることが適当であること。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(備考)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事

業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む)

③ 介護保険事業

(2) 評議員の定数は、理事定数の二倍を超える数とすること。

(3) 議長の議決権については、第七項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(備考)

「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、一定の場合においては事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。

(同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第二項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第五条の(備考)の(2)と同様とすること。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(備考二)

社会福祉協議会及び社团的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第○章 会員

(会員)

第○条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第○章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第○条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第○条 運営適正化委員会の委員は○名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第○条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第○条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。

(業務の報告)

第○条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第○条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平屋建○○保育園園舎 一棟(○○平方メートル)

- (2) ○○県○○市○丁目○○番所在の保育園 敷地 (○○平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

- 2 本文第二項に同じ。
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。
- 5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(備考)

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

(予算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(備考)

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(備考)

法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成一二年二月一七日社援第三一〇号)に準拠して定めること。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第 〇 章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保

持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) ○○の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(剰余金が出た場合の処分)

第○条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第 ○ 章 収益を目的とする事業

(種別)

第○条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第四条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第四章 解散及び合併

(解散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解

散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(備考)

公告の方法は、第二六条に規定する方法に加え、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第四〇条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

社会福祉法人定款例について

例 1 : 役員を選任を評議員会で行う場合

(役員を選任等)

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

例 2 : 常務理事を選任する場合

(常務理事)

第〇条 理事のうち 1 名を常務理事とする（ことができる）。

2 常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が指名する。

3 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

例 3 : 代表権を有する副理事長を選任する場合

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○〇名

(2) 監事 ○〇名

2 理事の中から、理事長 1 名及び副理事長 1 名を理事の互選により選任する。

3 理事長は、法人の業務を統括し、この法人を代表する。

4 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行し、この法人を代表する。

5 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊な関係がある者が理事のうちに〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長及び副理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

第 7 条～第 9 条 (略)

(理事長及び副理事長の職務の代理)

第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。

2 理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事が、理事長、副理事長の職務を代理する。

3 理事長又は副理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長又は副理事長の職務を代理する。

函館市社会福祉法施行細則の別記様式（社会福祉法人認可申請等関係部分）

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
設立者または設立代表者
氏名 印

社会福祉法第31条第1項の規定により社会福祉法人の設立の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
(ふりがな) 法人の名称			
事業の種類	社会福祉事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏)

資 産	純 額 ⑤-⑥		内				訳			
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用 財 産	④収益事業 用 財 産	⑤積極財産 ①+②+ ③+④	⑥ 負 債		
	①基本財産	②運用財産	円	円	円	円	円	円		
役 員 と な る べ き	理事 監事 の別	氏 名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設長	その他	有無	法人名
評議員会の有無					評議員の定数					

添付書類

社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類および同条第3項に規定する書類

注 役員の資格等欄は、該当するものに○印を付けてください。

別記第3号様式（第4条関係）

社会福祉法人定款変更認可申請書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふりがな)
申請者 名 称
代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法第43条第1項の規定により社会福祉法人の定款の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

定 款 変 更 の 内 容 お よ び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

添付書類

- 1 社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類
- 2 定款の変更が、社会福祉法施行規則第3条第2項に該当する場合にあっては同項各号に掲げる書類、同条第3項に該当する場合にあっては同項に規定する書類

注 内容欄は、変更部分に赤色の下線を引いてください。

別記第4号様式（第5条関係）

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 主たる事務所の所在地
(ふ り が な)
 名 称
 代 表 者 の 氏 名 印

次のとおり社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第43条第3項の規定により届け出ます。

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 お よ び 理 由			

添付書類

社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類

注 内容欄は、変更部分に赤色の下線を引いてください。

別記第5号様式（第6条関係）

社会福祉法人解散認可（認定）申請書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
（ふりがな）
 申請者 名 称
 代表者の氏名 印

社会福祉法第46条第2項の規定により社会福祉法人の解散の認可（認定）を受けたいので、次のとおり申請します。

解散する理由							
資 産	純 額 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用 財 産	④収益事業 用 財 産	⑤積極財産 ①+②+ ③+④	⑥負 債
		①基本財産	②運用財産				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産の処分方法							

添付書類

- 1 社会福祉法施行規則第5条第1項各号に掲げる書類
- 2 不動産の価格評価書その他必要な書類

別記第6号様式（第7条関係）

社会福祉法人解散届出書

年 月 日

函館市長 様

住所
届出者
氏名 印

次のとおり社会福祉法人を解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により届け出ます。

解散した法人	主たる事務所の所在地	
	(ふりがな) 名称	
	代表者の氏名	
解散した理由		
残余財産の処分方法		

別記第7号様式（第8条関係）
その1（吸収合併用）

(表)
社会福祉法人合併認可申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(ふ り が な) 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

申請者 主たる事務所の所在地
(ふ り が な) 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

社会福祉法第49条第2項の規定により社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合併する理由		
合併により消滅する法人の名称		
合併後 存続する 法人	主たる事務所の所在地	
	(ふ り が な) 名 称	
	事業の種類	社会福祉事業 第1種
		社会福祉事業 第2種
	公益事業	
	収益事業	

(裏)

資 産	純 額 ⑤-⑥		内 訳				⑥ 負 債					
			社会福祉事業用財産		③公益事業	④収益事業		⑤積極財産				
	①基本財産	②運用財産	用 財 産	用 財 産	①+②+ ③+④	円	円					
産	円	円	円	円	円	円	円					
合 併	区 分	理事 監事 の別	氏 名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況		
						学識 経験	地域 福祉 関係	施設長	その他	有無	法人名	
後 存 続 す る	引 き 続 き 役 員 と な る 者											
法 人	新 た に 役 員 と な る 者											
評議員会の有無						評議員の定数						

添付書類

- 1 社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類
- 2 不動産の価格評価書その他必要な書類

注 役員の資格等欄は、該当するものに○印を付けてください。

その2（新設合併用）

(表)
社会福祉法人合併認可申請書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(名 称)
代 表 者 の 氏 名 印
設立事務共同執行者 住所
氏名 印

申請者

主たる事務所の所在地
(名 称)
代 表 者 の 氏 名 印
設立事務共同執行者 住所
氏名 印

社会福祉法第49条第2項の規定により社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合併する理由		
合併により設立する法人	主たる事務所の所在地	
	(名 称)	
	事業の種類	社会福祉 第 1 種
		第 2 種
公益事業		
収益事業		

函館市社会福祉法人の設立および運営に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、関係法令等に規定するもののほか、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立および運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 法人の設立に係る事務手続

1 施設整備を伴う法人の設立

(1) 社会福祉法人設立準備委員会の設置について

ア 法人を設立しようとするときは、設立者の全員が設立準備委員となり、社会福祉法人設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）を発足させ、法人認可に係る事務を執り進めること。

イ 設立準備委員会の代表者（以下「設立代表者」という。）は、設立準備委員の互選により選任すること。また、設立準備委員の中には、法人設立当初の役員予定者全員が含まれていること。

ウ 設立準備委員会の運営、資金管理等については、特定者のみによって行うことなく、設立準備委員全員によりの確に行うよう配慮し、議事録等を整備すること。

エ 設立準備委員会においては、金融機関に設立準備委員会代表者名義の預金口座を設け、法人設立認可までの間における資金の受払いは、すべてこの預金口座を通して行うこと。

オ 設立代表者は、法人を設立しようとする年度の前々年度の1月末日までに「社会福祉法人設立準備委員会調書」（様式1）および「役員予定者調書」（様式2）に次の書類を添付し、市長に提出すること。

(ア) 設立者および役員予定者の履歴書、身分証明書および印鑑登録証明書

(イ) 設立当初に寄附金が予定されている者の贈与契約書（別添1）、印鑑登録証明書、預金残高証明書、所得証明書および資産申立書（別添2）

(ウ) 設立当初に不動産の寄附が予定されている者の贈与契約書（別添3）、印鑑登録証明書、資産申立書（別添2）および所有権移転登記確約書（別添4）ならびに当該不動産の登記事項証明書

(エ) 借入金の償還金に対する寄附が予定されている者の償還金贈与契約書（別添5）、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書および資産申立書（別添2）

(2) 法人設立計画の協議について

ア 設立代表者は、法人を設立しようとする年度の前年度の6月末日までに、「社会福祉法人設立計画書」（様式3）、「役員予定者調書」（様式2）および「福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書」（様式4）に（1）オの（ア）から（エ）までの書類を添付し、市長に提出すること。

イ 設立代表者は、社会福祉法人設立計画書の提出後に、その内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告すること。

(3) 法人設立認可申請書等の提出について

ア 事業の実施が具体化し、法人の設立認可申請をするときは、設立認可申請書および所定の添付書類を市長に提出すること。なお、申請に当たっては次の事項に留意すること。

（ア）法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、原則として連帯保証人をたてること。ただし、寄附金額が100万円以下の場合や当該寄附金が認可申請時において既に履行されているときなどは、この限りでない。

このため、書面による贈与契約については、寄附予定者のみならず連帯保証人の印鑑登録証明書等を添付すること。

また、寄附予定者のほか、連帯保証人の所得能力、営業成績、資産状況等についても、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書、資産申立書等により明らかにすること。この場合の預金残高証明書については、寄附予定者全員の現在高を証明する基準年月日が同一であること。

（イ）法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていること。

なお、当該不動産については、所有権が寄附予定者に帰属しており、抵当権、地上権等が設定されていないこと。

（ウ）寄附予定者および連帯保証人の間で、互いに保証し合うことは、認められないこと。

（エ）法人は、常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画、償還計画の下に実施すること。したがって、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈与契約者および連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めること。

- (オ) 法人の定款については，租税特別措置法第40条の規定に基づく国税庁長官による贈与者の免税の承認が円滑になされるよう，社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙2の社会福祉法人定款準則に準拠すること。
- (カ) 法人および社会福祉施設の名称については，道内における既存の法人および施設と同一または類似の名称とならないように留意すること。
- (キ) 法人は，管理規程，就業規則，給与規程，経理規程，防火管理規程，その他必要と認められる規程等を整備する必要があること。
- イ 設立代表者は，設立認可申請書を提出した後，市長の指示により，設立準備委員会の預金通帳の写し，契約書の写し，領収書の写し等資金の管理状況が明らかとなるものを市長に提出すること。
- ウ 前記の管理状況の点検に当たっては，特に次の事項に注意すること。
- (ア) 預金の出入りについては，入金先および支払先が明確になっていること。（預金通帳に記載されている各金額について，入金先および支払先が明記されていることまたは当該預金通帳に対応した収支内訳説明書が添付されていること。）
- (イ) 支払い済みのものはすべて領収書が整備されており，額の大きいもの（おおむね10万円以上）については，契約書，請書等も整備されていること。
- (ウ) 直接工事費等事業費以外に支出されたものについては，その用途が適正であること。
- エ 設立準備委員会において自己資金等資金の管理が適正に行われていない場合は，法人認可を行わないことがあるので，事務の取扱いに配慮すること。

2 施設整備を伴わない法人の設立

施設整備を伴わない法人の設立の場合は，次の事項以外は，1の手続と同様であること。

- (1) 1(1)オの手続は，不要であること。
- (2) 1(2)アの計画書等の提出は，設立認可申請書を提出する3箇月前までに提出すること。
- (3) 1(3)アの設立認可申請書および所定の添付書類の提出は，法人としての事業開始予定の3箇月前までにすること。

3 法人設立認可後に必要な手続

法人設立認可後に必要な手続は、別紙「社会福祉法人設立認可後の手続」のとおりであり、関係書類を市長に提出すること。

なお、これらの事項について適正に処理されない場合は、実施事業の認可を行わないこともあるので、事務の取扱いに配慮すること。

第3 法人の運営において留意すべき事項

1 法人の資産

(1) 市長の承認を受けずに、基本財産の処分または担保提供を行うことはできないこと。

承認を受けようとするときは、基本財産の処分にあつては様式5の申請書により、担保提供にあつては様式6の申請書により市長に申請すること。

(2) 基本財産に根抵当権を設定することは、認められないこと。

2 法人の組織運営

(1) 役員

ア 法人の役員は、人格、識見にすぐれ、社会福祉事業について、理解と熱意をもつ者であること。

イ 次のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者を役員として選任することは、適当でないこと。

(ア) 健康状態の著しく悪い者

(イ) 兼職の多い者

(ウ) 法人の事務所あるいは経営する施設から遠隔の地に在住する者等

(2) 理事および理事会

ア 法人運営の基本事項は、すべて理事会において十分審議し、決定されるものであり、かつ、理事は積極的に運営に参画すべきものであるので、理事会の運営が形式的に流れることなく、必要な都度、適正に開催すること。

イ 理事長または代表権を有する理事が交代したときは、様式7の届書により、1箇月以内に市長に届け出ること。

(3) 監事

監事は、少なくとも四半期に1回財務および理事の業務執行状況等について監査を実施するよう努めること。

(4) 評議員会

評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

(5) その他

ア 理事長，常勤の理事，施設長および事務長等法人および施設を管理，運営する上で重要な地位にある者（管理者等）の選任に当たっては，同族経営の弊害に陥らないように，相互に3親等以内の親族関係にある者を選任することは，努めて避けること。

イ 施設長が他の施設の長を兼任することは，原則として認められないこと。

3 法人の認可申請等の手続

(1) 法人の認可申請等に関する申請書等の様式は，函館市社会福祉法施行細則（平成17年函館市規則第73号）に規定する様式によること。

(2) 申請書の提出部数については，正本1部および副本1部とすること。

(3) 届出書および報告書の提出部数については，正本1部とすること。

第4 補則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成17年10月1日から施行する。

社会福祉法人設立準備委員会調書

名称	社会福祉法人 設立準備委員会			設立準備委員会委員構成 (区分：設立後の役職)							
所在地	(〒)	設立予定年度	年度	区分	氏名	職業	贈与予定額	区分	氏名	職業	贈与予定額
							千円				千円
設置しようとする施設種別	(定員名)	補助金の種類	国庫 日自振 日動振 船舶								
設置しようとする施設の必要性											
設立準備委員会ができるまでの経緯				敷地	面積	m ²		土地利用の規制の有無およびその内容			
					敷地						
					取得方法						
設立準備委員会代表者	氏名 (〒) 住所 (〒) 電話番号			概要	資金計画 (概要)						
					総事業費 (概算)	補助金	自己資金(贈与金)	借入金	合計		
					千円	千円	千円	千円	千円		
設立準備委員会預金口座	金融機関名			委員会開催状況	開催回数	開催年月日	出席者数 (人)	打合せ内容			議事録の有無
	口座名義				1						有・無
	口座番号				2						有・無
設立準備委員会事務担当者	氏名			1	3						有・無
	連絡先	自宅	(〒)		4						有・無
		勤務先	電話番号		(〒)	5					
役員等定数	理事 人			上記のとおり社会福祉法人設立準備委員会を発足させたので、関係書類を添えて提出します。 年 月 日 函館市長 様 社会福祉法人 設立準備委員会 代表者氏名 印							
	監事 人										
	評議員 人										

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

役員予定者調書

区分	氏名	生年月日等	住所	職業	市町村議会議員であることの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他特殊な関係にある者の状況	贈与(寄附)額(千円)	
								建設資金	償還財源予定額
理事長		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事 (施設長)		・ ・ (歳)							
監事		・ ・ (歳)							
監事		・ ・ (歳)							
合計			役員 人	[理事 人 監事 人]		社会福祉事業 の知識関係者 人	親族その他 特殊な関係 にある者 人		
設立事務 担当者		・ ・ (歳)							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 欄が不足する場合は、別紙とすること。
 3 「職業」欄は、具体的に記載すること。
 4 「社会福祉関係従事歴」欄は、社会的活動も併せて記載すること。

社会福祉法人設立計画書

施設 整備 計画 の 概 要	名称	社会福祉法人					設立予定年度	年度
	法人事務所所在地	(〒)						
	設置しようとする施設種別	施設の名称		定員		名		
	施設所在地							
	設立準備委員会ができるまでの経緯							
	設立代表者	氏名		職業		電話(自宅)		
		住所	(〒)			電話番号(勤務先)		
	役員定数	理事	人,	監事	人,	評議員	人 (内訳別添のとおり)	
	設立事務担当者	氏名		職業		電話(自宅)		
		住所	(〒)			電話番号(勤務先)		
設立当初の資産	区分		金額(評価額)	備考				
	基本財産	土地	㎡		(地目)			
	運用財産	現金	施設整備資金					
			運転資金		(年間事業費の12分の1以上) 千円×1/12= 千円			
		金	運営資金					
合計								
贈与(寄附)金額	贈与(寄附)者氏名	施設建設資金(千円)	運転資金(千円)	借入金償還金(千円)		合計(千円)		
	合計	人						
敷地の状況	自己所有の場合の取得方法							
	借地の場合	所有者名			法人との関係			
		地目	面積	㎡	地上権設定	有期無期	借料有償無償	
	土地利用規制の状況および解除等の見込							
	規模構造	造 階建 延べ ㎡						
	整備費支出内訳	区分	金額(千円)	備考				
		敷地造成工事費						
		建築主体工事費						
		暖房設備費						
		浄化槽設備費		単独浄化槽・合併浄化槽				
設計監理委託費								
設備費			初度設備 その他					
合計								
整備費収入内訳	国・道補助金							
	民間補助金		団体名 ()					
	市補助金							
	借機構		(内訳別添のとおり)					
	寄附金							
	自己資金							
	合計							
社会福祉法人 の設立計画については、上記ならびに別添「役員予定者調書」および「借入金に対する償還計画調書」のとおりです。 年 月 日 函館市長 様 社会福祉法人 設立代表者 印								

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書(その1)

計画概要	施設種別	施設名		設置主体	名称	社会福祉法人	新設・既設	法人資産額	内訳	金額(千円)						
	施設所在地			所在地				基本財産								
	整備区分	定員	→	人				運用財産								
	借入額	千円	借入期間	年間	施設の状況	現在(建設)	整備面積	整備後	計							
借入理由				構造	造	m ²	構造	造								
事業計画	事業計画	実行額(千円)	機構基準額(千円)	延	階建	m ²	取壊面積	m ²	延	階建	m ²	年度)	負債額		正味資産額	
	建築工事費			財源内訳	金額(千円)	建設資金寄附者状況	氏名	法人との関係	職業	預金残額(千円)	寄附額(千円)					
	特殊附帯設備工事費			国庫補助金												
	解体撤去費			道費補助金												
	仮施設整備工事費			民間補助金	()											
	敷地造成工事費			市補助金												
	設計監理費			借入金												
	設備備品整備費			借入金												
					計											
					償還額											
担保物件	所有者	法人との関係	職業	区分	面積(m ²)	評価額(千円)	抵当権設定額の残債額(千円)	地上建物の有無	既往借入金	借入先	借入年月	借入額(千円)	元利償還額(千円)	償還済額(千円)	未償還額(千円)	
				土地・建物				有・無								
				土地・建物				有・無								
				土地・建物				有・無								
				土地・建物				有・無								
	合計			土地・建物				有・無								
計										元金	利子	合計	償還財源内訳	市補助金	寄附金	合計
										円	円	円		円	円	円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書(その2)

償還金寄附者の状況								左寄附者の保証人の状況						備考				
氏名	年齢 (歳)	法人との 関係	職業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)	寄附額 (千円)	最多年次 寄附額 (千円)	氏名	年齢 (歳)	法人または 寄附者との関係	職業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)					
合 計								—										
後援会 寄附 の場合	後援会の名称			過	区	分	年度	年度	左 の 不 足 額 の 寄 附 者	氏	名	年齢 (歳)	当該法人 の役職名	職	業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)	
				去	入		()	()										
	代表者氏名			年	支	出												
	会員数および1人当 たり会費額			間														
	(入所者の父母等)			の														
	@ 円/年・月 (人)			決	う	ち	建	設		資	金							
			算	等	借	入	金	償	還									
			額	金	寄	附												

- 注 1 「整備区分」欄は、国庫補助金または交付金の交付要綱に従った区分によること。
- 2 「施設の状況」欄のうち、構造については、耐火造、簡易耐火造、木造で区分し、記載すること。
- 3 「機構基準額」欄のうち、建築工事費、解体撤去費、仮施設整備工事費および設備備品整備費は、基準単価に利用人数等乗じて得た額となり、特殊附帯設備工事費は、1施設当たりの基準単価となり、敷地造成工事費は、実際敷地造成単価に建築確認で認められる貸付対象建物の延床面積の3倍以内の面積を乗じて得た額となり、設計監理費は、建築工事費、特殊附帯設備工事費および仮施設整備工事費の5%となる。
- 4 「資金計画」欄のうち、借入金は、機構基準額の計から、国庫補助金、道費補助金、市補助金または民間補助金を差し引いた額の75%（養護老人ホームなど一部の施設については80%）以内の額であること。民間補助金については、()内に日自振等補助団体の名称を略記すること。
- 5 「担保物件」欄の評価額の70%の額から抵当権設定額の残債額を差し引いた額の合計額が、借入金以上であること。
- 6 「保証人」は、原則として、理事長を含め2人以上とし、当該保証人の正味資産額の合計額が借入金以上であること。
- 7 「償還金寄附者」の年齢は、原則として、完済時80歳未満であること。
- 8 設立法人の場合の償還金寄附者は、贈与契約書（別添5）を添付すること。
- 9 後援会が寄附を行う場合は、「償還金寄附者の状況」の「氏名」欄に「後援会」と記載し、「後援会寄附の場合」欄、「左の不足額の寄附者」欄等に必要事項を記載すること。
- 10 欄が不足する場合は、適宜、別紙を作成し、記載すること。
- 11 償還計画表を添付すること。

(別添1)

贈与契約書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇 (以下「丙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇財産 (〇〇資金) として、〇〇万円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、またはできなくなったときは、丙がその贈与を代替して行う。

第4条 社会福祉法人〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第5条 この契約に定めがない事項については、甲、乙および丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙および丙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者 印

丙 住所
氏名 印

(参考)

第1条の例

① …, 同法人の基本財産として, …

② …, 同法人の運用財産 (施設建設資金) として, …

③ …, 同法人の運用財産 (設備建設資金) として, …

④ …, 同法人の運用財産 (運営資金) として, …

⑤ …, 同法人の運用財産 (運転資金) として, …

⑥ …, 同法人の基本財産として金〇〇万円を, また, 運用財産 (施設建設資金) として金〇〇万円を…

(別添2)

資 産 申 立 書

社会福祉法人 の $\left[\begin{array}{l} \text{基本財産として} \\ \text{運用財産として} \\ \text{借入金償還金として} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{現金} \\ \text{土地} \\ \text{総額} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{円} \\ \text{m}^2 \\ \text{円} \end{array} \right]$ を寄附する私の資産は、下記のとおりであることを申し立てます。

住所
氏名 印

1 固定資産 (単位：面積 m^2 ，固定資産評価額 千円)

土地所在地	面積	固定資産評価額	建物所在地	面積	固定資産評価額

2 負債 (単位：千円)

区 分	負 債 額

注 1 登記事項証明書を添付すること。
2 固定資産評価額は、市町村課税台帳によること。

注 「区分」欄は、具体的に記載すること。

3 年間所得額 (前年所得額) (単位：円)

所得の種類	所得額	備 考
		総収入額 円

注 所得証明書を添付すること。

4 預金等 (年 月 日現在) (単位：円)

預金等の種類	預 入 先	預金等の額

注 残高証明書 (または証書等の写し) を添付すること。

5 その他の資産

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

1
1
0
1
1

(別添3) ※ 不動産贈与契約書

贈 与 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人が建設する〇〇〇〇施設の敷地として、甲が所有する〇〇市〇〇町〇〇番所在の土地〇筆 (〇〇〇〇平方メートル) を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めがない事項については、甲および乙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲および乙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者
印

(別添4) ※ 所有権移転登記確約書

所有権移転登記確約書 (例)

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約します。

記

〇〇市〇〇町〇〇番所在の土地〇筆 (〇〇〇〇平方メートル)

年 月 日

社会福祉法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様

住所
氏名

印

贈 与 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。)と〇〇〇〇 (以下「丙」という。)とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇〇〇からの償還財源として、総計金〇〇万円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年〇月末までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、またはできなくなったときは、丙がその贈与を代替し、または残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の代替または承継を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めがない事項については、甲、乙および丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙および丙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者 印

丙 住所
氏名 印

(別記)

	贈 与 額
年	円
計	円

社会福祉法人設立認可後の手続

手続事項	手続の相手方	手続の期限	説 明	提出書類	関係法令等	備 考
1 社会福祉法人設立登記	法人の事務所所在地を管轄する法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは出張所	設立認可書受理後2週間以内	(1) 社会福祉法人は、登記により成立する。 (2) 定款の附則で定める役員が、法人の設立当初の役員となる。 (3) 代表権を有する理事(理事長)のみが登記される。		・社会福祉法第28条、第34条 ・組合等登記令第2条	
2 役員を選任等	(法人の内部手続)	法人設立後遅滞なく	(1) 定款の附則に定めるところにより、定款の定めに従って、理事会(および評議員会)を開催し、役員(理事および監事)ならびに代表権を有する理事(理事長)を選任すること。 (2) 役員任期は、定款附則において特別の規定がない限り、この選任の時から2年間となること。 (3) 各理事および監事は、就任承諾書および履歴書を提出し、その後、理事長から各理事に委嘱状を交付すること。		・定款	・本理事会において、手続事項の3以下を行うのに必要な議決を併せて行えば、この後の手続がスムーズに行える。
3 代表権を有する理事(理事長)の登記	法人の事務所所在地を管轄する法務局もしくは地方法務局またはその支局もしくは出張所	選任後2週間以内	代表権を有する理事(理事長)は、改めて登記しなければならない。 ・再任の場合は、重任登記 ・新任の場合は、就任登記		・組合等登記令第3条	
4 役員選任報告書の提出	市長	役員選任後遅滞なく	2において選任された役員について報告すること。	別紙1参照	・本要綱	・4および5の提出については、原則として、同時に提出すること。
5 財産の移転および財産移転報告書の提出	市長	財産の移転については、法人設立後遅滞なく 財産移転報告は、財産の移転終了後1箇月以内	設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法人認可後法人の所有となるものであるから、速やかに現金、不動産等の贈与を受けるなど財産の移転を行うこと。 (認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受けている場合は、これを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人から各寄附者に発行することとなる。)	別紙2参照	・社会福祉法施行規則第2条第4項 ・函館市社会福祉法施行細則第3条	・4の報告書に添付する法人登記事項証明書は、重任(就任)登記後のもの。
6 不動産の登記(不動産使用証明願提出)	市長	法人設立後遅滞なく	(1) 建物、土地について、所有権保存(または移転)登記を行うこと。 (2) 設立認可申請の際、土地を貸与される予定であったものについては、地上権等権利の設定登記を行うこと。 (3) (1)および(2)の登記に当たっては、市長の証明により、登録免許税が免除されるので、証明の申請(不動産使用証明願)を行うこと。	別紙3参照	・登録免許税法第4条第2項 ・平成9年5月2日社援企第83号「社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明について」	
7 定款変更届	市長	建物の登記後遅滞なく(1箇月以内)	建物(施設)を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届を行うこと。 (当該建物についても、不動産使用証明を受けることができる。)	別紙4参照	・社会福祉法第43条第3項 ・函館市社会福祉法施行細則第5条	

(別紙1)

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

印

法人成立に伴う役員選任報告について

社会福祉法人の成立に伴う役員の選任が終了したので、次の関係書類を添付して報告します。

記

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 議事録
- 3 役員調書 (別添)
- 4 就任承諾書 (全員)
- 5 履歴書 (新たに役員になった者のみ)
- 6 身分証明書 (新たに役員になった者のみ)
- 7 印鑑登録証明書 (新たに役員になった者のみ)

(注意)

- 1 法人の登記事項証明書は、代表権を有する理事 (前理事長) が再任された場合には、重任登記となり、別な理事が代表権を有する理事 (理事長) に選任された場合には、就任登記となること。
- 2 定款上、役員の選任に関して、評議員会の議決または同意を必要としている場合は、評議員会の議事録も添付すること。

(別紙1の別添)

役 員 調 書

区 分	氏 名	生年月日等	住 所	職 業	市町村議会 議員である ことの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他 特殊な関係 にある者の状況	贈与(寄附)額(千円)	
								建設資金	償還財源予定額
理事長		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事 (施設長)		. . (歳)							
監 事		. . (歳)							
監 事		. . (歳)							
合 計			役 員 人	[理事 監事]	人 人	社会福祉事業 の知識関係者	人	親族その他 特殊な関係 にある者	人
設立事務 担当者		. . (歳)							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 欄が不足する場合は、別紙とすること。
 3 「職業」欄は、具体的に記載すること。
 4 「社会福祉関係従事歴」欄は、社会的活動も併せて記載すること。

(別紙2) ※函館市社会福祉法施行細則別記第2号様式

別記第2号様式(第3条関係)

社会福祉法人財産移転終了報告書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
報告者 (名 称)
代表者の氏名 印

次のとおり社会福祉法人の設立に伴う財産の移転を終了したので、社会福祉法施行規則第2条第4項の規定により報告します。

法人設立の認可年月日	年 月 日		
法人設立の登記年月日	年 月 日		
法人所有財産	財産の区分	移転終了年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

添付書類

- 1 財産目録
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 寄附金領収書の写し
- 4 預金通帳の写し
- 5 預金残高証明書
- 6 設立時に土地を寄附された場合または土地に地上権等の権利を設定した場合にあっては、土地の登記事項証明書

(注意)

- 1 財産目録は、設立認可申請書に添付した財産目録と同じものであること。
なお、財産目録の日付は、法人設立の月日となること。(ただし、財産に異動があり、設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産と実際の財産とが相違する場合は、その内容と理由を明確にした書類を添付すること。)
- 2 寄附金領収書は、次の様式を用いることが望ましいこと。(寄附者が寄附金控除または損金算入を認められる。)
なお、領収月日は、法人の設立登記月日以降となること。
また、設立準備委員会に法人認可以前に寄附金を寄託をしたものについては、法人設立後、法人から各寄附者に領収書を発行することになるので、各人への領収書を添付すること。
- 3 預金通帳の写しには、寄附者から寄附金入金の状況、業者への支払い状況等がわかるよう収支内訳明細書を添付するか、通帳の写しに直接説明を付すること。
また、主な支払に係る領収書を添付すること。

- 4 預金残高証明書は、この報告書の直近時のものとする事。
なお、証明書が2通以上になる場合は、証明月日が同一であること。
- 5 土地の登記事項証明書は、所有権移転登記後のものであること。
なお、貸与の場合は、地上権等権利の設定登記後のものであること。

(領収書様式例)

(表面)

No. _____

領 収 書

様

¥ _____

但し、当法人が行う社会福祉事業のための寄附金

所得税法第78条第2項第3号該当
法人税法第37条第2項および第3項第3号該当

年 月 日 上記有難く領収しました。

社会福祉法人
理事長

印

(裏面)

備考

- 1 寄附をした個人は、確定申告によって、次の限度内で所得税の寄附金控除が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄附金額とその年分の所得金額（総所得金額、} \\ \text{退職所得金額および山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%のいずれか低いほうの金額} \end{array} \right] - 5 \text{ 千円}$$

- 2 寄附をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税の損金算入ができます。

- (1) 一般損金算入限度額（法人税法第37条第2項該当）

$$\left[\begin{array}{l} \text{資本等の金額} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{当該事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

上記の一般損金算入限度額は、社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

- (2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第3項第3号該当）

社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することができます。この場合には、確定申告書に法人税法第37条第3項第3号の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」（用紙は税務署にあります。）を添付してください。

- 3 上記(1)と(2)の限度額は、併用することができます。したがって、仮に資本金10億円、当該事業年度の所得3億円の1年決算の会社が社会福祉法人のみに寄附した場合は、(1)または(2)の限度額は、それぞれ500万円ですから、合計1,000万円までの寄附金について損金算入することができます。

なお、法人は、会計経理において、必ず損金経理を実施してください。

- 4 上記の措置を受けるため確定申告に際し、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

(別紙 3)

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(名 称)
代表者の氏名 印

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願
登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産
に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、登録免許税法
施行規則第3条第1号の規定により証明くださいますよう申請します。

証明を受けようとする不動産	所 在	地番または家屋番号	地目または建物の種類・構造	地積または床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

年 月 日

函館市長 印

- 注 1 「所在」, 「地番または家屋番号」, 「地目または建物の種類・構造」および「地積または床面積」の欄は、登記事項証明書の表示事項と同一であること。
2 「具体的用途」の欄には、施設の種別、名称、用途等を記入すること。

(別紙4) ※函館市社会福祉法施行細則別記第4号様式

別記第4号様式(第5条関係)

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふりがな)
 届出者 名 称
 代表者の氏名

印

次のとおり社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第43条第3項の規定により届け出ます。

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 お よ び 理 由	第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) 北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の〇〇保育園敷地1筆(〇〇平方メートル)	第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) 北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の〇〇保育園敷地1筆(〇〇平方メートル) (2) <u>北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建〇〇保育園園舎一棟(〇〇平方メートル)</u>	年 月 日新築による。

添付書類

社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類

注 内容欄は、変更部分に赤色の下線を引いてください。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記載事項が多く、この様式によることができない場合は、適宜用紙の枚数を増やすなど、この様式に準じた申請書を作成すること。ただし、この場合でも、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(添付書類)

- 1 理事会（および評議員会）議事録
次の事項が記載されていること。
 - ・ 開催年月日
 - ・ 開催場所
 - ・ 出席者数（定数）
 - ・ 議案（当該定款変更事項が議案とされているもの）
 - ・ 議案に関する発言内容
 - ・ 議案に関する表決結果
 - ・ 議長および議事録署名人の署名および署名年月日
- 2 変更後の定款
当該変更事項を加えた全文
- 3 当該財産（建物等）の登記事項証明書
- 4 建築に係る収支明細書（別添）
- 5 契約書および支払領収書の写し
- 6 補助金、借入金等の決定書の写し
- 7 自己資金について裏付けとなる書類
- 8 その他必要な書類

基本財産処分承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(ふ り が な)
 名 称
 代 表 者 の 氏 名 印

基本財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

基本財産 処 分 の 内 容	
基本財産を 処分する 理 由	
処分物件	

添付書類

- 1 定款に定める手続きを経たことを証明する書類
- 2 財産目録
- 3 処分物件が不動産の場合にあっては、価格評価書
- 4 その他必要な書類

- 注 1 「基本財産処分の内容」欄には、処分の種類（売却、賃借等）、処分の相手方（買主、借主等）および処分の対価（売買価格、賃貸料等）を記載すること。
- 2 「処分物件」欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造および床面積ならびに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目および地積ならびに申請時における具体的な用途を記載すること。

様式6

基本財産担保提供承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 (主たる事務所の所在地)
名 称
 代表者の氏名

印

基本財産の担保提供の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

資金借入れ の理由		
借入金で 行う事業 の概要		
資金計画		
担保提供に 係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

添付書類

- 1 定款に定める手続きを経たことを証明する書類
- 2 財産目録
- 3 償還財源として寄附を予定している場合は、法人と寄附者の間の贈与契約書の写し
- 4 その他必要な書類

- 注 1 「償還計画」の欄には、償還の年次計画を記載するとともに、償還財源を明記すること。
- 2 「担保物件」の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造および床面積ならびに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目および地積ならびに申請時における具体的な用途を記載すること。なお、すでに担保に供している物件を、さらに担保に供するときは、その旨を付記すること。
- 3 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合は、この様式によらないで、適宜申請書を作成すること。

理事長変更届

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふ り が な ち)
名 称
代 表 者 の 氏 名

印

このことについて、 年 月 日の理事会において、次のとおり、理事長の変更がありましたので、届け出ます。

- 1 新理事長名
- 2 前理事長名
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

添付書類

- 1 変更を証明する理事会議事録（定款において、理事長選任に関し、評議員会の議決または同意を要することとしている場合は、評議員会の議事録も添付すること。）
- 2 新理事長の履歴書
- 3 新理事長の身分証明書
- 4 変更後の法人登記事項証明書

注 施設整備などに関して借入金があり、前理事長がその償還財源の全部もしくは一部を贈与することとなっている場合は、当該償還財源の確保の方法について、理事会等において十分協議され、議事録上、明確となっていること。

社会福祉法人〇〇〇個人情報保護規程（例）

注：本例文は、全国社会福祉協議会が作成した「社会福祉協議会における個人情報保護規程の例」を参考に作成したものです。

本例文は参考ですので、作成にあたっては、理事会で十分検討してください。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることから、社会福祉法人〇〇〇（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

（法人の責務）

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第4条 法人は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

4 法人は、別に定める様式により、個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める。

(備考) 個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を明示した別表または説明書等の作成が必要。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

4 法人は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨および当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

- (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄または削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報情報の取扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第10条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

4 なお、前3項の手続き等については別に定める。

(備考) 開示請求の手続き・手数料徴収等を定めた規定等の作成または同規程で盛り込むことが必要

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第11条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織および体制

(個人情報保護管理者)

第12条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、〇〇〇〇とする。

3 〇〇〇〇は、理事長の指示および本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 〇〇〇〇は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。

5 〇〇〇〇は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業員に委任することができる。

(苦情対応)

第13条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、〇〇〇〇とするものとする。

3 〇〇〇〇は、苦情対応の業務を従業員に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業員の義務)

第14条 法人の従業員または従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、または不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の従業者または従業者であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令等を遵守するよう努めるものとする。

第8章 雑則

(その他)

第15条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(備考) 別に定める事項には、利用目的等を明らかにした別表等、開示請求に関する規定等、開示請求に係る手数料について定めたもの等、この規程の実施に必要な事項を定めなければなりません。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

社会福祉法人における個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の例

注： 本例文は、全国社会福祉協議会が作成した「社会福祉協議会における個人情報保護に係る方針」を参考に作成したものです。本例文は参考ですので、作成にあたっては、理事会で十分検討してください。

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人〇〇〇（以下法人という。）は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 法人は、あらかじめ明示した範囲および法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇〇〇

社会福祉法

(昭和26年3月29日法律第45号)

最終改正：平成20年12月3日法律第85号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 地方社会福祉審議会（第七条—第十三条）
- 第三章 福祉に関する事務所（第十四条—第十七条）
- 第四章 社会福祉主事（第十八条・第十九条）
- 第五章 指導監督及び訓練（第二十条・第二十一条）
- 第六章 社会福祉法人
 - 第一節 通則（第二十二条—第三十条）
 - 第二節 設立（第三十一条—第三十五条）
 - 第三節 管理（第三十六条—第四十五条）
 - 第四節 解散及び合併（第四十六条—第五十五条）
 - 第五節 助成及び監督（第五十六条—第五十九条）
- 第七章 社会福祉事業（第六十条—第七十四条）
- 第八章 福祉サービスの適切な利用
 - 第一節 情報の提供等（第七十五条—第七十九条）
 - 第二節 福祉サービスの利用の援助等（第八十条—第八十七条）
 - 第三節 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援（第八十八条）
- 第九章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進
 - 第一節 基本指針等（第八十九条—第九十二条）
 - 第二節 福祉人材センター
 - 第一款 都道府県福祉人材センター（第九十三条—第九十八条）
 - 第二款 中央福祉人材センター（第九十九条—第一百条）
 - 第三節 福利厚生センター（第一百零二条—第一百零六条）
- 第十章 地域福祉の推進
 - 第一節 地域福祉計画（第一百七条・第一百零八条）
 - 第二節 社会福祉協議会（第一百零九条—第一百一十一条）
 - 第三節 共同募金（第一百十二条—第一百二十四条）
- 第十一章 雑則（第一百二十五条—第一百三十条）
- 第十二章 罰則（第一百三十一条—第一百三十五条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設，更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，知的障害児施設，知的障害児通園施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
 - 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム，特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
 - 四 障害者自立支援法 附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
 - 五 障害者自立支援法 附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
 - 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
- 一 生計困難者に対して，その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え，又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業，放課後児童健全育成事業，子育て短期支援事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業，地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業，同法に規定する助産施設，保育所，児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
 - 三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
 - 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業，老人デイサービス事業，老人短期入所事業，小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
 - 四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業，相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
 - 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業，手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業，同法に規定する身体障害者福祉センター，補装具製作施設，盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
 - 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
 - 七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業
 - 八 生計困難者のために，無料又は低額な料金で，簡易住宅を貸し付け，又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 九 生計困難者のために，無料又は低額な料金で診療を行う事業
 - 十 生計困難者に対して，無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
 - 十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け，無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 福祉に関する事務所

(設置)

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

- 2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
- 3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
- 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

- 5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
- 6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
- 7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
- 8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（組織）

- 第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
- 一 指導監督を行う所員
 - 二 現業を行う所員
 - 三 事務を行う所員
- 2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
 - 3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
 - 4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。
 - 5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。
 - 6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（所員の定数）

- 第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。
- 一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数
 - 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
 - 三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

（服務）

- 第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

第四章 社会福祉主事

（設置）

- 第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。
- 2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。

- 3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

- 2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 指導監督及び訓練

(指導監督)

第二十条 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(訓練)

第二十一条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

第六章 社会福祉法人

第一節 通則

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(名称)

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(経営の原則)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十七条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、社会福祉法人について準用する。

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人指定都市の長

二 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を越えないもの中核市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

第二節 設立

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 社会福祉事業の種類
 - 四 事務所の所在地
 - 五 役員に関する事項
 - 六 会議に関する事項
 - 七 資産に関する事項
 - 八 会計に関する事項
 - 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
 - 十 公益事業を行う場合には、その種類
 - 十一 収益事業を行う場合には、その種類
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
 - 3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
 - 4 前条第二項の社会福祉法人に係る第一項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(認可)

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

第三十三条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十四条の二 社会福祉法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(準用規定)

第三十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十八条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）及び第百六十四条（財産の帰属時期）の規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の数、任期、選任及び欠格)

第三十六条 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなけれ

ばならない。

- 2 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 第五十六条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員の欠員補充)

第三十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の代表権)

第三十八条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第三十九条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(理事の代理行為の委任)

第三十九条の二 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第三十九条の三 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第三十九条の四 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第四十条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第四十一条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

(評議員会)

第四十二条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもつて組織する。

3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとするができる。

(定款の変更)

第四十三条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に、第三十二条の規定は定款の変更の認可にそれぞれ準用する。

3 社会福祉法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

4 第三十条第二項の社会福祉法人に係る前項の規定による届出は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(会計)

第四十四条 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第四十五条 削除

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 定款に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 合併

五 破産手続開始の決定

六 所轄庁の解散命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

4 第三十一条第四項の規定は、第二項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

(社会福祉法人についての破産手続の開始)

第四十六条の二 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の社会福祉法人の能力)

第四十六条の三 解散した社会福祉法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十六条の四 社会福祉法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十六条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第四十六条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十六条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十六条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、社会福祉法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の社会福祉法人についての破産手続の開始)

第四十六条の十一 清算中に社会福祉法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の社会福祉法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の社会福祉法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第四十七条の二 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第四十七条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第四十七条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十七条の六 裁判所は、第四十六条の五の規定により清算人を選任した場合には、社会福祉法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かななければならない。

(即時抗告)

第四十七条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十七条の八 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十七条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

(合併手続)

第四十九条 社会福祉法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十二条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

第五十条 社会福祉法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十一条 債権者が、前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十二条 合併により社会福祉法人を設立する場合には、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十三条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第五十四条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十五条 削除

第五節 助成及び監督

(一般的監督)

第五十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

- 3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
- 5 所轄庁は、第三項の規定により役員解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)

- 第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
 - 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(助成及び監督)

- 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。
- 2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。
 - 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
 - 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
 - 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。
 - 3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 4 第五十六条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

(所轄庁への届出)

- 第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

2 第四十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 社会福祉事業

(経営主体)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

- 一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。
- 二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。
- 三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではない。

(施設の設置)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法
- 二 施設の管理者の資産状況
- 三 建物その他の設備の使用の権限
- 四 経理の方針
- 五 事業の営業者又は施設の管理者に事故があるときの処置

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該事業の営業者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

- 五 脱税その他不正の目的で当該事業を經營しようとするものでないこと。
- 5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与えなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(変更)

- 第六十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第二項の規定による許可を受けた者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。

(廃止)

- 第六十四条 第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を經營する者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の最低基準)

- 第六十五条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。
- 2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(管理者)

- 第六十六条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

- 第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業經營地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 經營者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その事業を經營しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第六十二条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十二条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
- 5 第六十二条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(変更及び廃止)

- 第六十八条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を經營する者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

らない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(第二種社会福祉事業)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(調査)

第七十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条の最低基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を経営する者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者（次章において「社会福祉事業の経営者」という。）が、次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(寄附金の募集)

第七十三条 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、厚生労働省令で定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地

域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生労働大臣) に対し、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を付することができる。
- 3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、厚生労働省令で定める手続に従い、募集の期間経過後遅滞なく、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

(適用除外)

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

(情報の提供)

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用契約の申込み時の説明)

第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

(利用契約の成立時の書面の交付)

第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努

めなければならない。

(誇大広告の禁止)

第七十九条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第二節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事

に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を営業者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

第九章 社会福祉事業に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等

(基本指針)

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者（以下この章において「社会福祉事業従事者」という。）の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二 社会福祉事業を営業者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。）及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業を営業者の講ずべき措置)

第九十条 社会福祉事業を営業者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるように努めなければならない。

2 社会福祉事業を営業者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うように努めなければならない。

(指導及び助言)

第九十一条 国及び都道府県は、社会福祉事業を営業者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九十二条 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第九十三条 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九十四条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業を経営する者に対し、第八十九条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

五 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。

六 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携)

第九十五条 都道府県センターは、前条に規定する業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならない。

(事業計画等)

第九十六条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生労働省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生労働省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第九十七条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第九十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十八条 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 中央福祉人材センター

(指定)

第九十九条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

(業務)

第一百条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。

二 二以上の都道府県の区域における社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。

四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者に対して研修を行うこと。

五 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

六 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(準用)

第一百一条 第九十三条第二項から第四項まで及び第九十六条から第九十八条までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第九十三条第二項中「前項」とあるのは「第九十九条」と、第九十七条中「この款」とあるのは「次款」と、「第九十四条」とあるのは「第一百条」と、第九十八条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第九十九条」と、「第九十四条」とあるのは「第一百条」と、「この款」とあるのは「次款」と読み替えるものとする。

第三節 福利厚生センター

(指定)

第百二条 厚生労働大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

(業務)

第百三条 福利厚生センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。
- 二 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。
- 三 福利厚生契約（福利厚生センターが社会福祉事業を経営する者に対してその者に使用される社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るための事業を実施すること。
- 四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関し、社会福祉事業を経営する者との連絡を行い、及び社会福祉事業を経営する者に対し助成を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るために必要な業務を行うこと。

(約款の認可等)

第百四条 福利厚生センターは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約に基づき実施する事業に関する約款（以下この条において「約款」という。）を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可をした約款が前条第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 約款に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(契約の締結及び解除)

第百五条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者であるとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 福利厚生センターは、社会福祉事業を経営する者がその事業を廃止したとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約を解除してはならない。

(準用)

第百六条 第九十三条第二項から第四項まで及び第九十六条から第九十八条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第九十三条第二項中「前項」とあるのは「第百二条」と、第九十六条第一項中「に提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第九十七条中「この款」とあるのは「次節」と、「第九十四条」とあるのは「第百三条」と、第九十八条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第百二条」と、「第九十四条」とあるのは「第百三条」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反したとき、又は第百四条第一項の認可を受けた同項に規定する約款によらないで第百三条第三号に掲げる業務を行つた」と読み替えるものとする。

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

第二節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第三節 共同募金

(共同募金)

第百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第百十三条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第百十四条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第百十六条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

第百十七条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を営業者以外の者に配分してはならない。

- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- 3 共同募金会は、第十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

第百十八条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を営業者に配分することを目的として、抛出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に抛出することができる。
- 3 前項の規定による抛出を受けた共同募金会は、抛出された金額を、同項の抛出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を営業者に配分しなければならない。
- 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の抛出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第百十九条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

- 2 共同募金会は、第十八条第二項の規定により準備金を抛出した場合には、速やかに、同項の抛出の趣旨、抛出先の共同募金会及び抛出した額を公告しなければならない。
- 3 共同募金会は、第十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、抛出を受けた総額及び抛出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該抛出を行つた共同募金会に対し、抛出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第二百一十一条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第四項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第二百二十二条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第二百二十三条 第七十三条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第二百二十四条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第七十三条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

第十一章 雑則

(芸能、出版物等の推薦等)

第二百五十五条 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(大都市等の特例)

第二百二十六条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(事務の区分)

第二百二十七条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(権限の委任)

第二百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第二百二十九条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第百三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十二章 罰則

第百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者
- 二 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営した者
- 三 第七十二条第一項から第三項までに規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は同条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者
- 四 第七十三条第一項の規定による許可を受けないで、又は同条第二項の許可条件に違反して寄附金を募集した者
- 五 第七十三条第二項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第百三十二条 第七十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第百三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十四条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第四十三条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 五 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第四十六条の九第一項又は第四十六条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 七 第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。

第百三十五条 第二十三条又は第百十三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

社会福祉法人運営の手引

平成17年10月発行

平成22年11月改訂

編集 函館市福祉部指導監査課

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3262